

## 大韓帝国期の「国家学」関係書籍について

権 純 哲\*

### On the Political Science Books during Great Han Empire Period

KWON, Soon Chul

はじめに

#### I. 法学通論

- (1) 兪星濬述『法学通論』
- (2) 朱定均著述『法学通論』

#### II. 国家学

- (1) 羅瑠・金祥演訳述『国家学』
- (2) 安鍾和訳『国家学綱領』
- (3) 鄭寅琥訳述『国家思想学』
- (4) 安国善編述『政治原論』

#### III. 憲法・国法学

- (1) 金祥演撰述『国法学』
- (2) 兪致衡講述『憲法』
- (3) 金祥演講述『憲法』
- (4) 趙聲九講述『憲法』
- (5) 鄭寅琥訳述『憲法要義』

むすび

はじめに

本稿は、大韓帝国期（1897～1910）に出版された「国家学」関係書籍を概説するとともに、そこにみられる当時日本の「国家学」書籍との関係を明らかにするのを目的とする。とくに、今まで明らかにされなかった「国家学」関係「訳述」書の原書あるいは主たる参考書について最近までの調査結果を報告しておきたい。したがって書籍解題のような性格をもつのであるが、「訳述」の実態に注目することによって、書籍にみられる学術思想の伝播と受容の様相の一端

をも明らかにしたい。

大韓帝国期の「国家学」に対する研究は、開化思想研究<sup>1</sup>や愛国啓蒙運動研究<sup>2</sup>のなかで断片的に取りあげられたりしたものの、韓国近代法制史料の影印出版<sup>3</sup>とともに本格化していく法制史研究の中で行われてきた。そのなかで本稿は、とくに崔鍾庫<sup>4</sup>と金孝全<sup>5</sup>の研究に負うところが多い。これらの先行研究によりつつ、不十分ながらもその補足を試み、多少なりとも今後の研究に資することができれば幸いである。

以下、「国家学」関係書籍を便宜上、法学通論、国家学、国法学・憲法に分類して順に取りあげることとする。国家学という場合、このほかにさまざまな法学書があり、経済学関係書籍もあ

\* クォン・スンチョル

埼玉大学教養学部教授：韓国思想史・東アジア近代学術思想

る。これらについては、稿を改めて追って発表していく。

ちなみに、本稿で原文を直訳して引用する際には、原文の雰囲気を生かすため常用漢字に改めず、漢語も出来る限り原文の形跡を残そうとしたことを断わっておきたい。

## I. 法学通論

法学通論という名称は、1881年ドイツ留学から帰国し東京大学講師になった穂積陳重(1855～1926)が、法律学の大体を教えているドイツの「Enzyklopädie der Rechtswissenschaft」にならい、1874年東京開成学校に法律学科が設置されて以来、初年級の「法律大意 (General Outline)」という講義を一つの「学科」にして初学者に教授したいと、総理加藤弘之(1836～1916)に申し出たところ、採用され、加藤にいわれた名称だ<sup>6</sup>という。ついでにいうと、加藤は、『立憲政体略』(1868)をはじめとして天赋人権論を紹介した『真政大意』(1870)、ブルンチュウリーの『国家学』を翻訳した『国法汎論』(1872-74)を著わして日本近代の「国法学」を先導した人物であるが、彼の社会進化論の立場から民権思想を批判した『人権新説』(1882)や国家主義を唱えた『強者の権利の競争』(1893)は1908年韓国で翻訳出版され知られていた。いずれにせよ、このようにして「法学通論」は、法律学に入門する初学者に「法律学の大体」を教える教科として東京大学で採用されてから、のちに設立される法律専門学校の基本教科にもなって広まっていく。

### (1) 兪星濬述『法学通論』

兪星濬述『法学通論』は、明治法律学校講法会によって1898年11月出版された岸本辰雄著『法学通論』がその原書である。

兪星濬述『法学通論』は、「韓国開化期法学教科書」シリーズIに影印され、「近代法学を海外で学んだ韓国法学者が書いた韓国最初の法学概説書である点に大きな意義がある」と評価されている。ここでは、崔鍾庫[1990]によりながら不十分な点を補いつつ、兪星濬述『法学通論』について述べていく。

兪星濬(1860～1935)は、1883年10月に渡日、慶應義塾に入学、修学中、政府の命により修信使とともに1885年1月に帰国し、5月統理交渉通商事務衙門の主事になり、すぐ内務部副主事に移る。1887年6月国書釐正委員の命を受け、日本に駐在、8月に帰国。1891年転運署の事務官になり、1893年5月から8月まで船舶修理のために長崎に滞在。1895年農商工部会計局長になるがすぐ辞任、同年閏5月抜擢され横浜港で収税事務を見習い12月帰国。翌年4月国事犯の嫌疑をうけ、日本に亡命。1897年3月東京簿記専門学校<sup>7</sup>に入学、8月に卒業し、埼玉県巡査教習所での見習いを12月に卒業、1898年1月に明治法律学校に入学。1年及第するが、政府の命によって1899年9月に帰国する。

以上のように兪星濬には短絡的ではあるが、現職経験のうえの日本経験があった。慶應義塾で学んだあと、アメリカ留学をし、韓国最初の欧米留学生として名高い兪吉濬(1856～1914)を兄に持つ彼は、開明した環境の中で育ち、また囑望されたと思われる。

帰国後、1902年4月に国事犯と係わったという密告により逮捕、収監。1904年2月「乱言律」で黄州郡鐵島に3年流配に処せられたが、すぐ一等減の恩典を蒙る。同年5月黄州邑の教会で基督教に入信、1905年5月特旨をもって解かれ、ソウルに戻り6月に洗礼を受ける。同年12月郡守に任じられるが、翌年1月に依願免官。同月に内部警務局長に、8月には内部地

方局長と治道局長を兼任、12月には学部学務局長になり、地方官銓考委員と文官銓考委員を兼ねる。1907年5月に内部協辦勅任官に昇進、6月官制改定の時内部次官になり、官制調査委員を兼ね立法にも携わる。

まず、「自序」からみてみたい。直訳する。

大海を渡ろうと欲すれば必ず船舶に由り、船舶を駛用するには必ず舵楫に由る。國家を經紀するの亦是の理と同じく必ず教化と法律に資る。國家は海の如く、教化は船舶の如くて、法律は舵楫と同じである。大海を横斷する船舶が舵楫の完全に依って其功を始めて奏すと同じく、一國を興隆する教化も法律の善美たるを得て其效が乃ち著れる。然らば則ち法律が國家に關係するは果然何如。

古今の歴史を通觀すると、其國の隆替が悉皆法律の美惡に在る。是れを以て明哲な君主と賢良な政治家は恒常其力を法律に注ぐのである。我國箕子の八條と支那漢高の三章や羅馬帝の十二銅律は是れ豈昭然たる證憑でないか。然らば則ち直間接を問わず、治國の任に従事する者は尚さらのことであり、經國の志を有する者は極く至重至貴な學科になるだけでない。況や現時外國は人民普通教育に法學の大要を教授するにおいてや。

然し我國は古來より人民が淳厚な性質は有すと雖も權利の思想は全く昧くて、但幾條の刑律を指して法と謂うのみであり、他に更に有るは未だ知らず、國家が尚且支保するは固有の教化力に由るのみであり、又時に當り形勢の然らしめるのである。何者か。蓋し其時は外に強隣の窺伺が無く、内に先王の餘澤に洽い桃源樂地に獨處僻居して他人の知者が無かったが、今は世界の形勢が一變して萬國が交通するに、社會の狀態が頓然に其面目を改換して生存競争の時代を遂成した。此時に

當って變遷する時宜に應ぜざれば奈何其可か。

余が早く日本に東遊し、其國制度の具備と形勢の興旺たるを見、本國の現状と相較べると、則ち其優劣の差異は實に同日に語るべきではない。於是に一邊では愧怍の心に勝てず、一邊では憤慨の志を抑ると雖も、其由源を尋察すると法律の力が居多である。遂に乃に自ら思うに、上天が人に賦畀した靈慧智識は率土が同一であつて、彼勝我劣の差が本より無いのだ。余は一個の渺然な人士であると雖も、亦是れ我國民の一分子である。國民の義務を擔荷するならば、即ち此の義務を克盡して些毫も國家の裨補するのが是れ乃ち天賦した職分と國民たる道理に允に合うだけでなく、且つ古語に臨淵羨魚は、退いて結網に如かず、と。今、余年が已でに四十を過ぎたと雖も余志は益堅い。遂に奮然と學校に赴き法律を討究する暇隙に、或其國博士鴻儒を追逐して其言論を聴き、其書籍を閱覽し、其理を深究するに、旨意の奥妙さと言詞の明瞭さや淵源の深遠さと功效の巨大さは、果然人を驚嘆させるのである。心中に業を卒えた後は本國に歸り學んだ所を編成しようとして自ら期したが、未幾に事に因つて本國に還歸し、暇隙を未だ得ず、容易に従事できず、日月の久きに隨つて忘域に幾至っていた。時適、一大事件が東洋に起り人を警醒させた。即ち支那に團匪の亂が有つて列強が北京に進兵し、要港と利權が其手中に盡く歸つた。此れは乃ち支那人が新進の法理を知らず、但し其舊時の態度を墨守した緣故である。前車の覆は後車の戒であるが、我國民は依然と昔日酣夢に尚お沈み、現世の大勢を未だ知らず。此時に當つて、苟も我同胞にして優游謙退した儀文慣習を脱却し、活潑勇進した權利思想を啓發させようとするれば、實に法律に過ぎる者が更に無い。是れを以て余が蹶然と起きて惕然と恐れ、菲蕪たる

を顧みず、前日の亂藁を修正して、傍ら又現時外國法學大家の書籍を參互して一部書を編成した。此書の効用は書中に就いて看れば、其旨を得ることができるが、一言で蔽えば、法律全體の大綱を簡易に論述したのである。然し草稿を未だ脱せず二年を獄中に牢蟄するに、心の中の耿耿たるは日月と俱に長かつたが、其便を未だ得ず、繼いて又た孤島の竄謫に當れば則ち、素志を遂げ難い。發程に臨み、友人に校閲の任を托したところ、期年ぶりに宥還すれば則ち適に其時に同志の人士が此を印刊して世人に公佈しようとして剗劂が將に竣るに、余に告げる。嗟乎。是書の述するは累載の星霜を経ると雖も、校閲を未だ畢えざるのみならず、其語意の澁る處が極く多ければ則ち讀者は文詞に旨意を害せず、且つ余の僭妄を咎めないことを望む。大方の譏議を免れ難いことは自ら量るところであるが、此書に因つて國民の思想を啓導し教化を裨補して國家に有益するが少しでも有るは、述者の自ら期するところである。

光武九年 月 日述者識 (下線：権)

この『法学通論』ができて上がるまでを回顧してその時々の思いが伝わる「自序」であるが、とりあえず、下線部をもって再構成してみよう。

第一、早いとき日本に東遊し、日本の制度の整備と社会の活気が本国と比べてその優劣が明白で、差じるとともに憤慨したが、その根底に法律の力があるを悟った。

第二、奮然と学校に赴き法律を討究しながら、日本の博士や鴻儒の講義や演説を聞きまわり、その書籍をも読みその学理を探求し、ひそかに卒業し帰国したら日本で学んだものを編成し本にしようとしていた。これは、明治法律学校に入学した1898年1月から99年9月帰国するまでのことであり、愈の38・9歳という晩学で

あった。

第三、帰国後間もない時、義和団事件に刺激され、留学時のノートやさまざまな原稿を修正しながら外国法学者の著述をも参考にして一部の書を編成した。

第四、その編成した一部の書の草稿を脱稿できず、2年間獄中に隔離されていたところ、流配地へ出発する際、友人に校閲を託した。この友人が誰かなどの諸事情については、後に引く愈致衡の「序」が参考になる。

第五、一年後、赦されて帰ってきたら、同志から間もなく出版されると告げられ、この「自序」を識すことになった。

この時、韓国がおかれていた状況とは、1904年ロシアに対し宣戦布告した日本政府は、2月の日韓議定書により韓国各地を日本軍が占領、8月の日韓協約により日本政府推薦の財政・外交顧問を任命させ、1905年2月には警務・学部顧問を派遣し、4月には保護国化を内閣決定していた。その一ヶ月後、愈星濬が流配から解かれてソウルに戻った。45歳であった。保護条約締結後、愈は政府に復帰し内部警務局長、学部学務局長、内部次官に昇進していく。官制調査委員として立法にも関わっていくのだが、その出版点にこの『法学通論』の出版があったのである。

なお、「韓国開化期法学教科書」影印『法学通論』にはない愈致衡の「序」が増訂三版に収録されている。愈致衡の「序」は、漢文に助詞と語尾を添えた諺解であるが、ここに関連する後半のみ、助詞と語尾をはずして漢文体にして引用しておく。

鄙族競齋星濬氏、有志於斯世之士也。每歎斯學之未進、蒐集先進之著書、苦心譯述、從事經年、纔脫其稿。又因他故、未完其刊、以至於今。其有欠於斯世、失望于同志、果如何哉。

雖云有志之多、同謀之衆、莫能有此業之繼營者。何幸。博文社主吳君台煥、亦當世有志之士也。痛斯書之未布、一日訪余謀其刊、兼要以閱其稿。噫。余亦從事于斯學、雖云多年、既乏温古之力、兼無研究之工、豈敢諾其謀而應其要。但其憂世之情、一也。故不顧粗劣、多少檢正、既經半載、乃見斯書之竣刊。有志事成、果合於此也。則競齋積年譯述之功、吳君爲世刊布之力、可謂勞且憊矣。我邦圖書之譯刊、非不多也。至於關乎政法者、姑未見其書之公行、此書、乃我邦政法之嚆矢。其有補於一般治世、裨益於中等教育、倘復何如哉。不勝同志之相感、以表愚誠之微劣、至於校閱之未盡善、以竣編纂人之增訂、有志士之更考焉。

光武九年十一月 日芝東兪致衡

(句読点・下線：権)

さて、「前日の乱稿を修正」し、「現時外国法大家の書籍を参互」して「編成」したという兪星濬述『法学通論』の原書は、筆者の調査によると、明治法律学校講法会によって 1898 年 11 月出版された岸本辰雄著『法学通論』である。翻訳に際して多少省略や追加などの出入りはあるが、《表 1》の目次対照にみるように、おおむね岸本辰雄著『法学通論』がその原書である<sup>8</sup>ことが確認できる。同年 1 月に入学した明治法律学校にて法律学研究に意欲旺盛だった兪は一年次<sup>9</sup>に、岸本の講義を聞いたに違いなく、帰国の際にはこのテキストも持参したであろう。

ここで、兪星濬述『法学通論』にみられる特徴を、原書である岸本辰雄著『法学通論』と対照しながらうかがってみたい。

まず、翻訳に際して改めている例である。固有名詞の場合は、「ナポレオン→拿破崙」や「ポリュー→甫利由」のように人名は漢字表記に改め、「佛国→法国」、「魯西亞→俄国」のように一

般に通用する漢字表記にしている。概念・用語においては、以下のような例がある。

概念 → 概意  
法律ノ觀念 → 法律の思想  
天性 → 天賦した性／天賦の稟性  
理性ノ是非 → 性情の是非  
契約ノ申込 → 契約を締結するを要求  
天皇 → 君主  
帝國議會 → 國會  
書入 → 文記  
手續 → 節次  
場所 → 處所  
支配 → 處理  
畛域 → 區域  
學者 → 智者

表現においては、日本独特の記述を一般的説明に替えているのが目につく。たとえばつぎの例である。

65 頁：我邦ニ於テ祭祀ノ告文ニハ天子ト稱シ、外交ノ公文ニハ皇帝ト稱シ、詔勅ノ文辭ニハ天皇ト稱ス。是ヲ以テ國法上ノ用語ハ必ス之ニ遵依シ、内國ニ於ケル法律命令ニハ必ス天皇ト稱ス可キモノトス。 (句読点：権)

↓

73 頁：我邦及清國・俄羅斯等の國は皇帝と稱し、日本は天皇と稱し、其他の邦國は或は王と稱し、或は天子と稱する者も有る。

つぎに追加している部分もある。当然のことだが、『法学通論』として韓国がその主体になる記述に、韓国の状況に即した記述にするためである。直訳して引用する。

2-3 頁：現今我邦では、各種法典の完備が未だ

違なかつたので、東西古今の自然法理に依據し、且つ各國現行律例を援証して以て精確な法律思想を覺知せしめたい。

24 頁：假令、我國の土税を言うとしても、田等に依つて一定の金額にして全國から徴収するのは此を普通法と謂え、峽邑では、其額を減徴する例が有り、此を特別法と謂える。

27-8、64 頁：我邦及清國・俄國等の國の主權は君主に在り、君主が古代の典例と現時の情況を參酌考究して利國便民の道をもって法律を獨裁制定し、日本・德國等の國は君主に在るが、國會の協賛を経て法律を制定し…

32 頁：我國現行公文式では、公布後滿三十日で施行期日を定める。

いっぽう、省略した場合である。以下の事例にみるように、文脈からみて省略できるものもあるが、18 頁の事例のように省略すべきではないと思われるものもある。

11 頁：(法學上ニ於テ正義ト云ヒ、法理ト云ヒ、性法ト云ヒ、將タ自然法ト云フ。要スルニ皆異名同物ノミ。是ニ付テモ亦異論ナキニ非スト雖モ、茲ニ詳論スルヲ得ス。唯之ヲ一言シテ、詳論ハ他日ノ好機ヲ期ス)

13-14 頁：オースチン氏ヲ其祖トス。／英ノメーン氏獨ノサビニー氏實ニ此派ヲ創開ス。／佛ノモンテスキュー氏獨リ鼻祖ノ名譽ヲ專ラニスルモ伊太利ノピコー氏亦其一人トス。／此派ノ著名者ハ彼ノカント氏是ナリ。

18 頁：民法ハ、民事ニ關スル人民相互ノ關係ヲ規定シ、商法ハ、商事ニ關スル人民相互ノ關係ヲ規定ス。故ニ之ヲ私法ト稱ス。

20-21 頁：又主法ト助法トハ、絶對的ニ異別ノモノニ非ス。一ノ法律ニシテ、或ハ主法タリ或ハ助法タルコアリ。例ヘハ証據法ノ如キ、物權債權等ノ規程ニ對シテハ、助法タルヲ本

質トスルモ、若シ舊民法典ノ如ク、之ヲ民法中ニ列スルキハ、民事訴訟法ニ對シテ主法タルノ一ヲ占ム。私犯法ノ如キ亦同一ノ事實アリ。要スルニ主法・助法ハ、關係の區別タルコト多シ。

82 頁：然ルニ普通選舉ヲ以テ臣民ノ代表者ヲ出サシムルニ於テハ、此上流社會ハ數ノ少キカ爲メ些ノ代表者ヲ出スヲ得サルニ至ラントス。苟モ此ノ如キハ實ニ完全ナル代表ヲ得サルノミナラス、又實ニ國家ノ利益ニ非ス。

(句読点：権)

この兪星濬述『法学通論』は、2年後の1907(光武11)年に増訂2版が、1910(隆熙4)年に三版が出た。増訂2版においては、初版における「第一編 総論・第二編 各論」の次に第三編がなく「第四編 刑法」と続く目次番号の乱れを、原書の目次順に正し、さらに「第二編 憲法」に新たに「第一章 総説・第二章 國家の意義」を増補している。韓国ソウルの国立中央図書館が公開しているデジタル原文は、「著作兼発行者 兪星濬／發行所 廣韓書林」の三版である。本稿もこれを活用した。このような増版は、『法学通論』の需要が増えたからであるのはいうまでもない。

最後に、増訂に際して兪星濬が寄せた「第二版緒言」を引用しておく。この1907年5月に彼は内部協辦勅任官に昇進、6月内部次官になっていた。

邦家の保維は國民の權利思想が鞏固なるに因り、社會の進化は個人の生存勢力が優勝するに在る。此れは今古と東西を通觀するに其の然らざるが無い。本書の實質は原序に已述したところであるが、初刊は植字の錯誤と文意の未暢が多いにも拘らず、剗削して二年に其の乏しきを已に告ぐ。可しく我が國民の權利

《表1》岸本辰雄著『法学通論』と兪星濬述『法学通論』初版・増訂2版の目次対照

岸本辰雄著『法学通論』	兪星濬述『法学通論』	増訂2版
第一章 総論 1	第一編 総論 1	第一編 総論 1
第一節 法と道 3	第一章 総説 1	第一章 総説 1
第二節 自然法と人定法 7	第二章 法と道 3	第二章 法と道 2
第三節 法律及ヒ法律學 11	第三章 自然法と法律學 8	第三章 自然法と法律學 6
第四節 法律ノ區別 14	第四章 法律と法律學 12	第四章 法律と法律學 9
第一款 成文法不文法	第五章 法律の區別 16	第五章 法律の區別 12
第二款 公法私法	第一節 成文法不文法	第一節 成文法、不文法
第三款 主法助法	第二節 公法、私法	第二節 公法、私法
第四款 普通法特別法	第三節 主法、助法	第三節 主法、助法
第五款 命令法聽許法	第四節 普通法、特別法	第四節 普通法、特別法
第五節 法律ノ制定 24	第五節 命令法、聽許法	第五節 命令法、聽許法
第六節 法律ノ効力 27	第六章 法律の制定 27	第六章 法律の制定 20
第一款 時ニ關スル効力	第七章 法律の効力 31	第七章 法律の効力 23
第二款 處ニ關スル効力	第一節 時に關する効力	第一節 時に關する効力
第三款 人ニ關スル効力	第二節 處に關する効力	第二節 處に關する効力
第四款 物ニ關スル効力	第三節 人に關する効力	第三節 人に關する効力
第七節 法律ノ適用 40	第四節 物に關する効力	第四節 物に關する効力
第八節 法律ノ解釈 46	第八章 法律の適用 45	第八章 法律の適用 34
第九節 法律ノ消滅 51	第九章 法律の解釋 52	第九章 法律の解釋 39
第二章 憲法 56	第十章 法律の消滅 58	第十章 法律の消滅 44
	第二編 各論 63	第二編 憲法 47
	第一章 憲法 63	第一章 總説 47
第一節 國家及ヒ政體 56		第二章 國家の意義 48
第二節 憲法ノ種類及ヒ性質 60	第一節 國家及政體 64	第三章 國體及政體 49
第三節 統治ノ主體 64	第二節 憲法の種類及性質 68	第四章 憲法の種類及性質 51
第四節 統治ノ客體 71	第三節 統治の主體 73	第五章 統治の主體 55
第五節 統治ノ機關 77	第四節 統治の客體 79	第六章 統治の客體 59
第六節 統治ノ作用 88	第五節 統治の機關 85	第七章 統治の機關 64
第三章 行政法 96	第六節 統治の作用 98	第八章 統治の作用 75
第一節 行政及ヒ行政法 96	第二章 行政法 107	第三編 行政法 82
第一款 行政ノ定義	第一節 行政及行政法 107	第一章 行政及行政法 82
第二款 行政ノ行爲	第一款 行政の定義	第一節 行政の定義
第三款 行政法	第二款 行政の行爲	第二節 行政の行爲
第二節 地方行政 104	第三款 行政法	第三節 行政法
第一款 地方行政ト中央行政トノ區別	第二節 地方行政 116	第二章 地方行政 90
第二款 市町村	第一款 地方行政と中央行政の區別	第一節 地方行政と中央行政の區別
第三款 郡府縣	第二款 市、郷、洞	第二款 市、面、洞
第三節 中央行政 112	第三款 郡、府	第三節 郡、府
	第三節 中央行政 125	第三章 中央行政 96

第一款 國務大臣	第一款 國務大臣	第一節 國務大臣
第二款 內閣	第二款 內閣	第二節 內閣
第三款 樞密院		
第四節 行政裁判及ヒ訴願 119	第四節 行政裁判及訴願 132	第四章 行政裁判及訴願 101
第一款 行政裁判	第一款 行政裁判	第一節 行政裁判
第二款 訴願	第二款 訴願	第二節 訴願
		第五章 權限爭議
第四章 刑法 126	第三章 刑法 139	第四編 刑法 108
第一節 刑法ノ性質 126	第一節 刑法の性質	第一章 刑法の性質 108
第二節 刑罰權 129	第二節 刑罰權	第二章 刑罰權 111
第三節 犯罪 133	第三節 犯罪	第三章 犯罪 115
第一款 犯罪ノ定義	第一款 犯罪の定義	第一節 犯罪の定義
第二款 犯罪ノ區別	第二款 犯罪の區別	第二節 犯罪の區別
第三款 犯罪ノ責任	第三款 犯罪の責任	第三節 犯罪の責任
第四款 正當防衛	第四款 正當防衛	第四節 正當防衛
第五款 數人共犯	第五款 數人共犯	第五節 數人共犯
第六款 數罪俱發	第六款 數罪俱發	第六節 數罪俱發
第四節 刑罰 159	第四節 刑罰 178	第四章 刑罰 137
第一款 刑ノ性質	第一款 刑の性質	第一節 刑の性質
第二款 刑ノ種類	第二款 刑の種類	第二節 刑の種類
第三款 刑ノ假免	第三款 刑の假免	第三節 刑の假免
第四款 刑期ノ計算	第四款 刑期の計算	第四節 刑期の計算
第五款 刑ノ加減	第五款 刑の加減	第五節 刑の加減
第六款 刑ノ消滅	第六款 刑の消滅	第六節 刑の消滅
第五章 民法 180	第四章 民法 203	第五編 民法 155
第一節 總則 180	第一節 總則 203	第一章 總則 156
第一款 人及ヒ法人	第一款 人及法人	第一節 人及法人
第二款 物	第二款 物	第二節 物
第三款 法律行爲	第三款 法律行爲	第三節 法律行爲
第四款 期間	第四款 期間	第四節 期間
第五款 時效	第五款 時效	第五節 時效
第二節 物權 202	第二節 物權 228	第二章 物權 182
第一款 主タル物權	第一款 主なる物權	第一節 主なる物權
第二款 從タル物權	第二款 從なる物權	第二節 從なる物權
第三節 債權 222	第三節 債權 250	第三章 債權 199
第一款 總則	第一款 總則	第一節 總則
第二款 契約	第二款 契約	第二節 契約
第三款 事務管理、不當利得及ヒ不法行爲	第三款 事務管理、不當利得及不法行爲	第三節 事務管理、不當利得及不法行爲
第四節 親族 236	第四節 親族 267	第四章 親族 212
第一款 戶主及ヒ家族	第一款 戶主及家族	第一節 戶主及家族
第二款 婚姻	第二款 婚姻	第二節 婚姻



第三款 親子	第三款 親子	第三節 親子
第四款 親權及ヒ後見	第四款 親權及後見	第四節 親權及後見
第五款 扶養	第五款 扶養	第五節 扶養
第五節 相續 256	第五節 相續 287	第五章 相續 227
第一款 家督相續及ヒ遺産相續	第一款 家督相續及遺産相續	第一節 家督相續及遺産相續
第二款 遺言	第二款 遺言	第二節 遺言
第三款 遺留分	第三款 遺留分	第三節 遺留分
<b>第六章 商法 264</b>	<b>第五章 商法 295</b>	<b>第六編 商法 232</b>
第一節 總則 264	第一節 總則 295	第一章 總則 232
第一款 商人	第一款 商人	第一節 商人
第二款 商法上ノ保護監督	第二款 商法上の保護監督	第二節 商法上の保護監督
第三款 商業補助人	第三款 商業補助人	第三節 商業補助人
第二節 會社 271	第二節 會社 302	第二章 會社 238
第一款 會社ノ性質	第一款 會社の性質	第一節 會社の性質
第二款 會社ノ種類	第二款 會社の種類	第二節 會社の種類
第三節 商行爲 284	第三節 商行爲 307	第三章 商行爲 249
第四節 手形 289	第四節 魚驗及小推票 322	第四章 魚驗及小推票 253
第一款 手形	第一款 魚驗	第一節 魚驗
第二款 小切手	第二款 小推票	第二節 小推票
第五節 海商 295	第五節 海商 329	第五章 海商 258
第一款 船舶	第一款 船舶	第一節 船舶
第二款 運送	第二款 運送	第二節 運送
第三款 船舶債權	第三款 船舶債權	第三節 船舶債權
第六節 破産 301	第六節 破産 336	第六章 破産 263
<b>第七章 訴訟法 305</b>	<b>第六章 訴訟法 343</b>	<b>第七編 訴訟法 267</b>
第一節 刑事訴訟法 306	第一節 刑事訴訟 343	第一章 刑事訴訟 268
第一款 刑事訴訟法適用ノ區域	第一款 刑事訴訟法適用の區域	第一節 刑事訴訟法適用の區域
第二款 公訴	第二款 公訴	第二節 公訴
第三款 私訴	第三款 私訴	第三節 私訴
第四款 裁判所	第四款 裁判所	第四節 裁判所
第五款 豫審	第五款 豫審	第五節 豫審
第六款 公判	第六款 公判	第六節 公判
第二節 民事訴訟法 320	第二節 民事訴訟 360	第二章 民事訴訟 280
第一款 訴訟審理ノ主義	第一款 訴訟審理の主義	第一節 訴訟審理の主義
第二款 訴訟ノ手續	第二款 訴訟節次	第二節 訴訟節次
<b>第八章 國際法 330</b>	<b>第七章 國際法 372</b>	<b>第八編 國際法 288</b>
第一節 國際公法 330	第一節 國際公法 372	第一章 國際公法 289
第一款 國際公法ノ性質及ヒ沿革	第一款 國際公法の性質及沿革	第一節 國際公法の性質及沿革
第二款 邦國及ヒ其大權	第二款 邦國及其大權	第二節 邦國及其大權
第三款 邦國平時ノ權利	第三款 邦國平時の權利	第三節 邦國平時の權利
第四款 邦國戰時ノ權利	第四款 邦國戰時の權利	第四節 邦國戰時の權利

第二節 國際私法 391	第二節 國際私法 443	第二章 國際私法 339
第一款 國際私法と國際公法との區別	第一款 國際私法と國際公法の區別	第一節 國際私法と國際公法の區別
第二款 外國人ノ權利	第二款 外國人の權利	第二節 外國人の權利
第三款 民事	第三款 民事	第三節 民事
第四款 商事	第四款 商事	第四節 商事
第五款 訴訟手續 全 423 頁畢	第五款 訴訟節次 全 477 頁	第五節 訴訟節次 全 363 頁終

思想と吾個人の生存勢力を推知できる。是れを以て公退の餘暇に増刪改訂して再版に付するに、敢えて數語を綴って感意を聊か表す。  
光武十一年肇夏叢桂山下 競齋生識

なお、岸本辰雄著『法学通論』と兪星濬述『法学通論』初版・増訂2版の目次を対照した《表1》において、□は字の乱れを、下線部は改めた増減、用語の相違を示す。

## (2) 朱定均著述『法学通論』

朱定均著述『法学通論』が「根拠」とした原書は、織田萬著『法学通論』(1902)である。

『法学通論』の著者朱定均については、『大韓帝国官員履歴書』(国史編纂委員会 1972)収録の「官立小学校教員朱定均」年 26 の時の履歴書によると、1894年9月漢城師範学校に入学、1897年4月卒業、1900年10月果川公立小学校教員になり、仁川公立小学校をへ、1903年5月に官立小学校教員に任じられたことが確認できる。また『高麗大学校九十年誌』(1995)によると、朱定均は1907年2月普成専門学校法科夜学第一回生として卒業、3月に創立総会が開かれた校友会の評議員に同期の趙聲九とともに選出される。崔鍾庫 [1990]によると、軍部軍務局軍法課理事に任じられるがすぐ辞め、母校の講師になり「法学通論」を講義したという。『皇城新聞』<sup>10</sup>によると、1908年3月15日創立総会を開いた法学協会発起人 26 名の一人になっている。そして4月この『法学通論』は普

成専門学校講師張燾校閲のもと京城日報社より、また5月に普成専門学校講師兪承兼校閲のもと普成専門学校同期朴承燾との共著『最新経済学』を普文社より出版している。『皇城新聞』には、また大東学校内測量科教師朱定均氏が退去し李章夏氏が代入した故に該学徒二百余名が教師送迎会を設けた雑報(9月8日)と、上記二つの著書の委託販売をやめ新たな発売所文華堂を開設する広告(9月13日から複数回)を「文華堂主朱定均・朴承燾」名義で出している。また普成専門学校親睦会会長朱定均による臨時総会開催広告(9月23日から)も出席者が満たさなくて延期開催するとのこと。1909年2月11日付『官報』には「今回学部で経義時務の士を試選する為に発佈した各科問題と参考書名と試券規範」の参考書のなかに朱定均著『法学通論』が後述の安国善著『政治原論』とともに含まれている。「法律学題」については「法律の淵源になりうる材料は幾許種類に止まり、また何等人が何等境遇に治外法が発生し、また物権が混同に至って效力は何如か、また正当防衛は何等境遇に何如に使用するか、右諸問を該博に説明することを要す」と示されている。定評があったことがうかがえる。いずれにせよ、朱定均が織田萬の『法学通論』に「根拠」して『法学通論』を「著述」したきっかけは、日本留学を経験した講師がほぼ全員であった普成専門学校にあった可能性が高い。朱定均の活動については、今後さらに調査していく。

さて、朱定均著述『法学通論』に寄せた兪吉

濬の序文からみていく。兪吉濬は前述した兪星濬の兄である。

家屋を建てる者は必ず其基址を先に築く。人が法の中で生活すると、即ち斯學の知識に關如なるが豈可いか。故に法學の必要なるは、生活に家屋であり、其知識を準備する基址が立たないと、青春から白首まで晝讀夜誦しても沙上の構造と空中の架設である。此れ乃ち、朱君の是書が龜食した地を相して登登たる歌を發したのであり、楔などの建築材（不明字）が其宜しきを各々得ると、大きい庇の廣い厦が世に現れる其日が有るようだ。

隆熙二年仲春 天民居士 兪吉濬

家の建てる時の基礎固めのように、法の中で生活する人間にとって法学知識がその基礎だと、法学の重要性を述べながら、朱定均の『法学通論』出版によってそれぞれの建築材が適所を得て出来上がる大きい庇の広い厦が、新しい国家建設かのように、出現するのを期待していたのである。

つぎに注目したいのが、このような「凡例」の存在である。本の概要をうかがうことができるからである。

一、本書は日本國法學博士織田萬先生の著書を根據し我邦の諸法令と慣例を參酌し、間或己意を妄附して後の君子を以て俟つ。

一、國際公法は眞正な法律ではなく、且つ其大部分は國內法に過ぎず、國際私法に至つては國內法であるのが尤極疑い無く、國內法中に其大概を并論す。

一、本書は高等中學と専門予備科の教授の爲に編成したので、講義的色彩が多く有り、且つ其言論の疎略が頗る多いので、斯學に従事する者は諒察するが可い。

隆熙二年仲春 著者識（句読点・下線：権）

この朱定均著述『法学通論』が「根拠」として織田萬の著書とは、調査の結果、法学士織田萬先生口述「和仏法律学校第3期講義録」『法学通論』（301頁1894）や法学士織田萬講義『法学通論』東京専門学校刊行（427頁、428頁：年度未詳）を補正して出版したとみられる京都帝国大学法科大学教授法学博士織田萬著『法学通論』（484頁1902：有斐閣・宝文館発行）であると判断される。朱定均著述『法学通論』と織田萬著『法学通論』の目次を対照した《表2》からは、その「根拠」の程度を確認することができる。目次項目の頁数を比べて量の差はほとんどないと言ってよい。むしろ訳書の工夫がみられる。たとえば、訳書の「第一編 総論・第二章 法律」の第3節の「法律の制定及公布」は、原書の「法律ノ淵源」のなかにある「法律ノ制定」と「法律ノ公布」を分離独立させたものである。

ところが、朱定均は『法学通論』において国際法を除外した理由について、「眞正な法律でない」「その大部分が国際法に過ぎず」と「凡例」で説明していたが、それは、ある意味で織田萬の考え方には反するものであった。織田萬は「自序」でつぎのように記している。

本書ノ刊行ハ、初學ノ提撕ニ供シ兼ネテ法律思想普及ノ一助トスルノ微意ニ出ツ。故ニ勉メテ高尚深遠ノ理論ヲ避ケ平易淺近ノ解説ヲ付セリ。唯説キテ詳ナラス語リテ悉サハル處アルハ、本書ノ如キ著作ノ性質トシテ免ルヘカラス。且公務ノ餘業固ヨリ全備ヲ期セス。讀者諸君子ノ叱政ヲ得シコトヲ切望ス。著者ハ本書ニ於テ法律ノ意義ヲ國內法ニ限り國際法ニ説及ハス。唯國際法ノ理論ニシテ國內法ノ規定ト相關スルモノハ、間之ヲ示セル

《表2》朱定均著述『法学通論』と織田萬著『法学通論』の目次対照

朱定均著述『法学通論』	織田萬著『法学通論』
緒論 1	緒言 1
第一編 總論 5	第一卷 總論 7
第一章 法學 5	第一編 法學 7
第1節 法學の性質	第1章 法學ノ性質
第2節 法學の分類	第2章 法學ノ分類
第3節 法學の各派	第3章 法學ノ各派
第4節 宇内法制の變遷	第4章 宇内法制ノ變遷
第二章 法律 24	第二編 法律 30
第1節 法律の定義	第1章 法律ノ定義
第2節 法律の分類	第2章 法律ノ彙類
第3節 法律の制定及公佈	第3章 法律ノ淵源
第4節 法律の淵源	第4章 法律ノ效力
第5節 法律の效力	第5章 法律ノ變更及ヒ廢止
第6節 法律の變更及廢止	第6章 法律ノ解釋
第7節 法律の解釋	第7章 法律ノ制裁
第8節 法律の制裁	
第三章 國家及政權 99	第三編 國家及ヒ政權 114
第1節 國家の意義	第1章 國家ノ意義
第2節 國家の起源	第2章 國家ノ起源
第3節 國家の種類 (情形・主權享有程度・政体如何)	第3章 國家ノ形體 (國體・政體)
第4節 國家の主權	第4章 國家ノ主權
第5節 主權の主體範圍及機關	第5章 主權ノ主體範圍及ヒ機關
第6節 自治制度	第6章 自治制度
第四章 權利及義務 133	第四編 權利及ヒ義務 147
第1節 權利	第1章 權利
第2節 義務	第2章 義務
第3節 權利の主體	第3章 權利ノ主體
第4節 權利の客體	第4章 權利ノ客體
第5節 權利の得喪	第5章 權利ノ得喪
第二編 各論 202	第二卷 各論 217
第一章 憲法 202	第一編 憲法 217
第1節 君主	第1章 天皇
第2節 臣民の權利義務	第2章 臣民ノ權利義務
第3節 統治の機關	第3章 統治ノ機關
第4節 統治權の形式	第4章 統治權ノ形式
第二章 行政法 217	第二編 行政法 232
第1節 行政行爲	第1章 行政行爲
第2節 行政組織	第2章 行政組織
第3節 行政裁判	第3章 行政裁判

第4節 権限争議	第4章 権限争議
第三章 刑法 251	第三編 刑法 262
第1節 犯罪	第1章 犯罪
第2節 犯罪の責任	第2章 犯罪ノ責任
第3節 犯罪の體様	第3章 犯罪ノ體様
第4節 刑罰	第4章 刑罰
第5節 刑罰の加重減輕	第5章 刑罰ノ加重減輕
第6節 刑罰の消滅	第6章 刑罰ノ消滅
第四章 民法 290	第四編 民法 292
第1部 物權法	第1部 物權法
第1節 總說	第1章 總說
第2節 占有權	第2章 占有權
第3節 所有權	第3章 所有權
第4節 借地權	第4章 借地權
第5節 地役權	第5章 地役權
第6節 擔保物權	第6章 擔保物權
第2部 債權法	第2部 債權法
第1節 總說	第1章 總說
第2節 債權の原因	第2章 債權ノ原因
第3節 債權の效力	第3章 債權ノ效力
第4節 債權の目的	第4章 債權ノ目的
第5節 多數當事者の債權	第5章 多數當事者ノ債權
第6節 債權の讓與及消滅	第6章 債權ノ讓渡及ヒ消滅
第3部 親族法	第3部 親族法
第1節 總說	第1章 總說
第2節 戸主及家族	第2章 戸主及ヒ家族
第3節 婚姻	第3章 婚姻
第4節 親子	第4章 親子
第5節 後見	第5章 後見
第6節 親族會	第6章 親族會
第4部 相續法	第4部 相續法
第1節 總說	第1章 總說
第2節 家督相續	第2章 家督相續
第3節 遺産相續	第3章 遺産相續
第4節 遺言	第4章 遺言
第五章 商法 390	第五編 商法 387
第1節 商人	第1章 商人
第2節 會社	第2章 會社
第3節 商行爲	第3章 商行爲
第4節 手形	第4章 手形
第5節 海商	第5章 海商

第六章 訴訟法 445		第六編 訴訟法 442	
第1節 訴訟及訴權		第1章 訴訟及ヒ訴權	
第2節 刑事訴訟と民事訴訟の關係		第2章 刑事訴訟法ト民事訴訟法ノ關係	
第3節 裁判所		第3章 裁判所	
第4節 訴訟節次		第4章 訴訟手續	
第5節 裁判の執行		第5章 裁判ノ執行	
第6節 特別の訴訟節次	全 488 頁完	第6章 特別ノ訴訟手續	全 484 頁畢

ノミ。蓋シ現今ノ時、國際法ヲ法律ニ非ストスルハ、常理ニ適セサルヘシト雖モ、國際法ハ自ラ別途ノ研究ニ屬スルノミナラス、初學ノ士ニ於テハ先ツ國內法全體ノ要領ヲ會得スルヲ可トス。是レ本書ニ於テ國際法ヲ除外シタル所以ナリ。(句読点：権)

つまり、織田萬が『法学通論』において国際法を除外した理由は、①初学者には国内法の全体要領を會得するのは重要だ、②国際法は別途研究すべきだ、③国際法が法律でないとする最近の議論は適切でない、④国内法と関係する国際法の理論は、適宜説明する、と明瞭に述べられていたのである。朱定均の説明に何かの意図があったのではないかと考えられるが、わからない。なぜならば、当時、朴晶東訳『国際公法志』(1907：鄭喜鎮発行、日韓図書印刷)があったのであり、刊記不明の石鎮衡『平時国際公法』、李用茂『国際公法』さらに朱定均講述『戦時国際公法』が現在確認されているからである。

ちなみに、内容は未確認であるが、朱定均による『(精選) 法学通論』(文華堂、明治44年：152頁)と『(訂正) 法学通論』(寶文館、檀紀4253年=1920：436頁)がある。

なお、朱定均著述『法学通論』と織田萬著『法学通論』の目次を対照した《表2》において、下線は増加、改めた表現や用語を示す。

## II. 国家学

「国家学」とは、『法律大辞典』(明治42年訂正第4版、郁文社)によると、国家に関して科学にして、国家の要件、本質、その種々なる形体及びその発達などを研究する学問であり、通常、①国家学汎論、②国法学、③政治学に分類され研究される、とある。古代ギリシャのポリスに由来する政治学ポリティクスとは区別するものとして、近代ドイツの *Staats* に由来した *Staatslehre*, *Staatswissenschaft* のこと国家学が生まれたのである。英語でいえば *Political Science* となる。このような国家学があらわれるには、商業都市の出現、労働者の誕生、民主政府の誕生や国家間の植民地獲得競争など新たな世態があらわれ、国家に対する新たな認識が芽生えたからである。国際法の誕生はやや早い、社会学は国家学とほぼ同時代の誕生である。

日本の場合、幕末から西洋近代学術が伝来受容されるが、「国家学」は、大日本帝国憲法制定(1881)から重んじられるようになり、最終草案の完成(1888)を前にして明治20年(1887)帝国大学政治学科関係者により「憲法行政財政外交経済政理統計等国家学」に属する諸学科を考究するを目的とした「国家学会」の設立<sup>11</sup>によって重みを増していく。簡単に確認できる「国家学」と題した書物には、トーマス・ラレー著・土岐夙訳『国家学要論』(1887)、有賀長雄著『国

家学』(1889)、鈴置倉次郎著『国家学』(1890：政治学経済学法律学講習全書)、ウ、ドロオ・ウィルソン著・高田早苗訳『国家学汎論』(1894：東京専門学校講義録)、高木豊三著『国家学講義』(1895：明治法律学校)、織田一述『国家学汎論』(1895：東京専門学校講義録)、佐々野富章著『国家学原論』(1899)、伯崙知理著・吾妻兵治訳『国家学』(1899：漢文訳)、南弘著『国家学』(1906：百科全書)などがある。本稿では、このうち高田早苗、吾妻兵治が取りあげられる。

### (1) 羅瑠・金祥演訳述『国家学』<sup>12</sup>

羅瑠・金祥演訳述『国家学』はその一部が高田早苗講述『国家学原理』に依拠している。

『国家学』出版年度は、現在確認できる書籍に奥付がないゆえ不明のままであるが、『皇城新聞』1906年6月21日から当分の間掲載された「国家学：一冊定価新貨五十銭／本書は一般国家の起源性質及び其の興替変遷の原理原則を概括陳述したので、凡為国民者、能読此書然後、可く其国民の資格如何と天赋権利の所有する真味を玩得できる。(其於普通教科書に適合し：26日から追加)其於国家社会に有志忠愛の人士は宜乎案頭に一冊式備真参閱なさることを為す／売却所(略：権)」という販売広告(著者・発行者無記)より、1906年と推測される。

訳述者羅瑠(1881～1918)は、官立日語学校修学後、1899年2月渡日、3月大鳴学館普通科にて修学、明治法律学校に入学(1900年9月)して法律学を学び、1903年7月卒業して帰国、私立興化学校教師になる。保護条約締結に反対した法官養成所教官6人が罷免されると、所長には李冕宇が任命され、教官にはその代わりに洪在祺、柳東作、劉文煥、尹憲求、石鎮衡とともに任命され、羅瑠は興化学校教師をも兼ねていた。『国家学』の訳述作業は、この時期に行われただろう。

いっぽうの金祥演(1874～?)は、1895年4月京都開催の第4回内国勸業博覧会を視察、1898年6月に留学のために渡日、翌年官費留学生となり、9月東京専門学校邦語政治科に入学、1902年7月卒業後、日本東北の郡県にて行政見習いをへ、1903年2月に帰国、1904年7月農商工学校教官に任命、同10月に官制釐正所委員に任命、1906年6月に農商工学校から法官養成所教官に転任される。『国家学』の訳述作業は、この時期に行われただろう。ちなみに、金祥演の東京専門学校入学保証人には同校講師副島義一の名前と住所が記されていたという。

訳述者二人は、羅瑠渡日の1899年2月から金祥演帰国の1903年2月まで日本留学期間が重なり、また羅瑠の在職中の法官養成所に1906年6月金祥演が赴任し同僚となった時にちょうど『国家学』は市販されていたのである。ちなみに、法官養成所の教科に「国家学」はなかったもので、私立学校の講義案として出版された可能性が高い。金祥演が1908年3月普成専門学校の政治担当講師となり「国家学」を講義したという<sup>13</sup>ので、この時の教科書であったと推測される。この推測見解には、羅瑠・金祥演訳述の『国家学』と目次の版組みは異なるものの、同じ版組みの本文に活字の交換や乱れがごく一部にみられる、刊記のない金祥演訳述『国家学』が相当する可能性がむしろ高い。

さて、羅瑠・金祥演訳述の『国家学』であるが、これは、ブルンチュウリーの『一般国家法』(Allgemeines Staatsrecht：初版1851)の日本語訳を重訳したものと推測されてきた<sup>14</sup>のだが、《表3》の目次対比にみるように、第1章から第5章までがおおむね高田早苗講述『国家学原理』(165頁。早稲田大学出版部：東京専門学校史学科一回一学年講義録)と一致している。『改正官立公立及び私立諸学校規則集』(1895)によると、東京専門学校の政学部「邦語政治科

《表3》羅瑠・金祥演訳述『国家学』と高田早苗講述『国家学原理』の目次対比

羅瑠・金祥演訳述『國家學』	『國家學原理』該当部分	高田早苗講述『國家學原理』
第一章 國家の定義 1		第一章 國家學及其研究法 1
第二章 國家學及其研究法 5	第一章	第二章 國家の起源 5
第三章 國家の理想及實想 9	第三章	第三章 國家の性質 14
第四章 國家の起源 16	第二章 5-13 頁	第四章 國民の意義 24
第五章 人民と國民の差別 24	第四章 26-32 頁	第五章 民族主義と帝國主義 36
第六章 社會と種族 32	第四章 33-35 頁	第六章 國家の主權 41
第七章 國家と家族 37		第七章 國家の形骸 47
第八章 國家と個人 54		第八章 政府の區別 59
第九章 國家の興亡 64		第九章 立憲政體 66
第十章 國家は目的か手段か 76		第十章 複雑なる國家組織 75
第十一章 國家目的に關する謬見 79		第十一章 帝國憲法 84
第十二章 國家の眞目的 85		第十二章 君主 94
第十三章 政體の區別 94		第十三章 議會 113
第十四章 主權 102	(第六章 43-45 頁)	第一節 議會の由來及性質 113
第十五章 政權の區別 109		第二節 議會の組織 119
第十六章 專制君主政體 115		第三節 議會の職權 126
第十七章 立憲君主政體 122		第四節 議員の特權 133
第十八章 共和政體 131		
第十九章 二國間の竝立關係 146		
第二十章 二國間の從屬關係 151		
第二十一章 國家聯合制 163-175		

課程」の第1年「政治学」科目の前期と後期に「国家学（国家の概念、要件、興廢、目的、形体、主權其機関）」と「英語政治科課程」の第1年「政治学」科目の前期と後期に「(ブルンチュウリー氏) 国家学」<sup>15</sup>とあり、邦語政治科で学んだ金祥演が「国家学」を受講したのは確かであろう。早稲田大学への校名変更が金祥演卒業直後の1902年9月であったので、早稲田大学出版部の高田早苗講述の東京専門学校講義録『国家学原理』を金祥演が持っていたと考えられる。

ここで、高田早苗講述の東京専門学校講義録『国家学原理』と羅瑠・金祥演訳述『国家学』との関係についてみてみたい。

まず、高田早苗講述の講義録は複数<sup>16</sup>あるが、この原書の特徴は「国家学及其研究法」章の存在にある。「国家学」について、羅瑠・金祥演訳述『国家学』ではつぎのように記す。

國家學은 獨逸語의 「스다-아쓰잇센샤후도」를 譯호 語니, 卽 政治學과 同호지라, 國家學이나 又 政治學이 元是 國家의 性質及作用을 研究호는 一個의 科學이오, 又數個의 科學을 集合호에 不過호니, 獨逸國家學의 大家 쑤룬지유리氏는 國家學을 定義호야 曰 國家學은 國家에 關호 科學으로 國家의 要件과 本性 其各種의 形狀及發達等을 理解호기 爲호 學問이라 稱호니라.



國家學 即 政治學은 國家에 關한 學問의 總稱인 故로 更히 此를 類別치 아니하면 不可하니, 卞문지유리氏 是를 二種에 分하야 國法學과 政治學이라 ㅎ되, 此區別에 入하기 前에 몬져 國家에 對하야 總論하느 것을 國家學原理라 稱하느니라. (5-6 頁)

(分ち書き：權)

これは、つぎにみるように、高田早苗講述『国家学原理』から訳されていない下線部をのぞき、完璧な直訳である。

國家學とは獨逸語のスターツ・ウィシェンシャフトなる語を譯したるものにして英語にポリティカル・サイエンス即ち政治學と云ふに同じ。國家學と云ひ政治學と云ふは等しく是れ國家の性質及び作用を研究する一個の科學又は數個の科學の集合に外ならず。獨逸に於ける國家學の大家故のハイデルベルヒ大學の教授ブルンチュウリーは之に定義を下さして曰く『國家學とは國家に關する所の科學にして國家の要件、本質其種々の形骸及び其發達等を理解する爲めの學問なり』と。國家學即ち政治學は國家に關する學問の總稱なるが故に更に之が類別をなさざるべからず。ブルンチュウリーは之を分て國法學(スターツ・レヒト) 政治學(狹義のポリティツクス)の二種となし。此の區別に入るに先だち國家に就て總論する所のものを國家學原理と爲せり。(1 頁)

また、「研究法」については、原書に「ブルンチュウリーは國家學を研究する方法を二種に分ち其方法に就て又正邪の別あるを云へり。即ち二種の研究法とは哲学研究法フヒソフヒカル・メソツド及歴史的ヒストリカル・メソツド研究法イデアフジカル・メソツド是なり。哲学研究法は流れて空想的イデアフジカル・メソツド研究法となり、歴史的ヒストリカル・メソツド研究法は變じて事実拘泥的エムベリカル・メソツド研究法と

なる」とあるのを、ルビ抜きで直訳している。

つぎに、訳述に際して省略されている一部を原書から摘出して置く。

亞米利加の如き共和政治に於ては其國民全軀主權者なりと雖も、之を一個人の資格より見る時は其服従者たり。(19 頁)

彼の社會黨の一種の如き國家に此區別の必要あらざるが如き説を主張すと雖も、是れ唯机上の空論のみ。彼等若し國家の組織を破壊して以て其主義を實行する可あらば必ずや其説の非なるを悟らん。(20 頁)

「共和政治」における主權者が「服従者」という件りや、「國家の組織を破壊して」「主義を實行する」「其説の非」であり「机上の空論」という「社會黨」に対する批判部分は、大韓帝國の当時においては不要と判断したのであろう。

ところが、「民族」を「人民」と訳し、原書の意味が十分伝わったのか疑われる部分がある。

「民族」が、國家學において「國民」概念を構築するのに區別すべき重要概念であったのはいうまでもなく、「人民」も原書に用いられているゆえ、訳書においてはその區別ができない。原書と訳書を順に引用しておく。

國民は往々通俗に民族と混同すと雖も、正確に之が區別を爲すを必要とす。而して兩者の區別判然たるに於ては自ら國民の意義明かなるべし。通常兩者の區別は必要ならざるべきも學問上は極めて必要にして此の點より種々なる研究材料を發見する可を得べし。

國民とは英語にナション、獨逸語にヴオルクと謂ひ、民族とは英語のピープル獨逸語のナチオンにして、國民とは一國家の内に團結する人類を云ひ、民族とは共通の精神、同一の感覺ある人類を以て起りたる世襲の社會に

於て職業を異にし地位を異にする人々の團結なり。抑も民族と國民とは其性質に於て大に異なるが故に明に此區別を設け思想の混同を避けざるべからず。(24頁)

通俗의 用法을 從ふ 時에는 人民과 國民間에 差別이 無き되, 學問上에는 十分 其用法을 區別치 아니하면 不可하니, 然이나 學問上에도 國을 據하야 其用法이 大異히 故로 混雜의 弊가 亦 不少히 하니, 假令 英語에 所謂 「제-뿌루」의 文字는 開明의 觀念을 包含한 者로되 日耳曼人은 反히 「네-손」의 文字로써 此意味를 用하니, 英語 「네-손」의 文字意味는 日耳曼人의 用하는 「호루구」 文字의 意味와 相當히지라. (24頁)  
(分ち書き：權)

直訳：通俗の用法を従う時には人民と國民間に差別が無いが、學問上には十分其用法を區別しなければ不可なり。然し學問上にも國に據り其用法が大異なる故に混雜の弊が亦不少なり。假令英語に所謂「ピープル」の文字は開明の觀念を包含する者であるが、日耳曼人は反て「ネーソン」の文字で此意味を用るので、英語「ネーソン」の文字意味は日耳曼人の用る「ホルグ」文字の意味と相當である。

原書同様の内容がラートゲン講述、山崎哲藏・李家隆介訳『政治学』(1892)にもあるが、「族民」と訳されている。その「族民」という訳語は、平田東助訳述・ブルンチュウリー原著『国家論』(1882)に由来していた。明治日本の国家学においてブルンチュウリーはもちろん、その訳書の影響の程度をうかがえる場面と言える。参考までにそれぞれ引用しておく。

族民ト國民トハ、其名義相似テ而シテ其意義同シカラス。族民トハ、種族ヲ同フスル一定

ノ民衆ヲ云ヒ、國民トハ、同國內ニ住居スル一定ノ民衆ヲ云フ。族民ハ、人種學上ニ意義ニシテ法人ノ資格ヲ有セス、國民ハ法律上ノ意義ニシテ法人ノ資格ヲ有ス。族民ハ、國家ト必スシモ其區域ヲ同フセス、一族民ニシテ數國家ニ分裂シ、一國家ニシテ數族民ヲ包有スル者アリ。之ニ反シテ國民ハ、國家ト其區域ヲ同フシ、國境内ニ住居スル民衆ハ均ク一國民ニシテ、一國家ハ數國民ヲ包有スルヲ得ス。茲ニ注意ス可キハ他無シ。英國及ヒ佛國ニ於ケル族民(People)ノ文字ト獨逸ニ於ケル族民(Folk)ノ文字トハ、其意義ヲ異ニシ、英佛ノ族民ナル文字ハ、獨逸ノ國民(Nation)ナル文字ニ該當シ、英佛ノ國民(Nation)ナル文字ハ、獨逸ノ族民(Folk)ナル文字ニ該當スルコト是ナリ。(74頁) (句読点：權)

平田東助訳述『国家論』(1882)卷二「國民及国土(ホク・ウト・ラント)」の第一款「族民及國民(チヤン・ウト・ホク)」冒頭につぎのようにある。

族民ト國民トハ、其意義甚タ相類似シ且相通通スト雖モ、固ト全ク同一ナルニ非ス。獨逸語ニテハ、族民トハ、種族ヲ相同クスル一定ノ民衆ヲ謂ヒ、國民トハ、同國土内ニ住居スル一定ノ民衆ヲ謂フ。故ニ一族民ニシテ數多ノ國家ニ分裂シ、一國家ニシテ數種ノ族民ヲ併有スベシト雖、國民ハ則チ然ラス。其區域常ニ國家ノ境界ト相殊ナルコトナク、一定ノ國土ニ居住シテ、參政ノ權ヲ有スル人民ハ、皆盡ク之ヲ包有スルナリ。歐洲各國殊に佛人及英人ハ、族民ナル語ニ政治上ノ意義ヲ附シ恰モ吾人ノ所謂國民ニ使用シ、更ニ人民(佛語「ピューブル」英語「ピューブル」)ナル語ヲ以テ吾人ノ族民ニ使用スルカ故ニ、往々政治學者ノ迷惑ヲ誘起セリ。(句読点：權)

最後に主権について、原書の第六章では、①最高権なるを要す、②独立権なるを要す、③完全なる権力たるを要す、④無責任なるを要す、⑤統一権なるを要す、の五つを挙げているのに対して、訳書第 14 章では、①他国家権力に関わり無く独立する事、②最上の威厳、③権力の円満、④最高政権、⑤一致、の五つとあり、相異なっていることをつけ加えておく。

なお、訳書の第 6 章以降については引き続き調査中である。

## (2) 安鍾和訳『国家学綱領』

安鍾和訳『国家学綱領』は、ブルンチュウリー (Bluntschli, J. K. : 1808~1881) 原著の梁啓超漢訳を重訳したものであるが、梁啓超漢訳を確認できなかったので、ここでは、吾妻兵治が漢訳した伯崙知理著『国家学』と対照してみる。ところが、後に述べるが、梁啓超は吾妻兵治が漢訳した伯崙知理著『国家学』を加工したのであり、吾妻兵治は、平田東助・平塚定次郎共訳『国家論』(春陽堂 1889) を漢訳し題を改めて『国家学』としたという。前述の平田東助訳述『国家論』はブルンチュウリー『国家論』の巻一をその一年前の 1881 年に出版して原著者ブルンチュウリーに送っていた。梁啓超漢訳本についてはもちろん、梁啓超漢訳の原書すなわちブルンチュウリー『国家論』の翻訳についての詳細は今後の課題としたい。

安鍾和訳『国家学綱領』は「政治学小叢書之一」として広学書舗より 1907 年出版された本文 52 頁の小冊子である。安鍾和(1860~1924)は、保護条約を主動した五賊の誅殺を要求する上疏文をあげ、1908 年に創立した畿湖興学会の評議員となり、同年徽文義塾の塾長になり、国民啓蒙運動と教育に携わる。安鍾和述『初等大韓地誌』(徽文館 1907)、訳述『初等衛生学教科書』(広学書舗 1908)、著『初等本国歴史』(広

徳書館 1909) などがある。

『国家学綱領』奥付に「著者 德国伯倫知理 / 訳者 韓国安鍾和」とあるが、また訳者「自叙」<sup>17</sup>には「此書徳人伯倫之所著, 華人梁啓超之所訳」とある。伯倫知理ことブルンチュウリーの著書を梁啓超が訳したものが、安鍾和訳『国家学綱領』の原書となる。ところが、梁啓超の『飲氷室合集』には『国家学綱領』とは見あたらず、関係あるものとしては「政治大家伯倫知理之學説」(光緒 29 年 1903『新民叢報』38/39 に掲載)があるだけである。

吾妻兵治が漢訳した伯崙知理著『国家学』全五巻(1897)をみると、巻一「国家之性質及其志向」の五つの章と『国家学綱領』の五つの章がみごとに対応する。吾妻兵治の漢訳の目次には、巻・章に題があるものの、本文には章とせず題のみの下に節を立てて題なしに記述されている。これに対して安鍾和訳『国家学綱領』は章においても節においても題を立てている。目次を対照した《表 4》に吾妻の漢訳の節には、最初の一文をあげておいた。両書の関連をうかがうことができる。

ここで、『国家学綱領』と吾妻兵治の漢訳『国家学』の内容を対照してみると、重訳の実態がみえる。たとえば、訳書に二重傍線が付いている人名においては、つぎのような相違がある。

亞利斯士爾 ← 亞利斯士路  
暮担 ← 婆垣  
弗利德律克 ← 弗利德力飛  
盧騷 ← 路索  
詩韋 ← 西已  
伯兒克 ← 伯路克  
倫拔、兒德 ← 倫伯魯第  
不分德兒夫 ← 夫分德魯夫  
德律克 ← 德力飛  
湖伯士 ← 胡北士

《表4》『國家學綱領』と吾妻兵治漢訳『國家學』卷一の目次対照

安鍾和譯『國家學綱領』	吾妻兵治漢譯『國家學』卷一
<b>第一章 國家之改革</b>	<b>論國家之意義沿革</b>
第一節 以學理解釋國家之意義	第一節 據學理以釋國家之意義
第二節 於是諸國之通達法律政務者	第二節 古代諸國中曉達法律政務者
第三節 至中古之世	第三節 至中古、新有二個尤物之興起、即基督教徒、與古代日耳曼、是也。
第四節 當十五世紀下半期	第四節 所謂復古時代、即於第十五世紀下半期、有古代學藝之再興。
第五節 方今列國開明之運	第五節 方今之國體、並世態之濫觴、實在第十八世紀。
<b>第二章 國家之主義</b>	<b>論當今國家之主義</b>
第一節 國家之名	第一節 國家是也。
第二節 何謂國土	第二節 國土是也。
第三節 國家一完具之體	第三節 國家者、一個完具之體也。
第四節 國家之中	第四節 凡有國、則其間必有二個相反者。
第五節 以國民為社會	第五節 以國民為社會、以國家為民人聚成一體者。
第六節 組織國家	第六節 國家之組織、非如夫天造如禽獸者比。
第七節 國家外別有鄉村社會	第七節 國家外、別有鄉村・會社・協會・商社等。
<b>第三章 國家之建立沿革及亡滅</b>	<b>論國家之建立沿革及亡滅</b>
第一節 夫國家者由國民之沿革而生	第一節 夫國家者、由國民之沿革而成。
第二節 此外或合舊時數國為聯邦	第二節 此外、合舊來數國、以新設一聯邦、或分割舊來一國、以立數國。或割國之一分、別設特立國者有之。
第三節 人類之生育	第三節 夫人類之生育、必有一定之期、可以卜其盛衰。
第四節 新國建而舊國亡者	第四節 新國興、而舊國亡者、往々有之。
<b>第四章 立國之淵源</b>	<b>論國家之淵源</b>
第一節 往古東方	第一節 往古東方、則露知羞種人（支那東印度諸邦日本等屬之）之說曰、國家者、以天帝之意成立。
第二節 理學者流之言	第二節 理學者之言曰、國家者依威力而立。又曰、國家者無他、強制弱耳。
第三節 自第十七八世紀之交	第三節 自第十七八世紀之交、至本世紀之初、世人所最稱贊之說曰、國家者成於民人之隨意作為。
第四節 繼盟約論而起者	第四節 繼盟約論而起者
<b>第五章 國家之準的</b>	<b>論國家之志向</b>
第一節 近時有曼知士他	第一節 近時有曼知士他（英國地名）論者
第二節 或曰國家之準的在制御民人	第二節 或曰國家之志向、在制御民人。此說甚妄矣
第三節 國家之準的在國民之外	第三節 國家之志向、在國民之外。
第四節 國家本然之準的	第四節 國家本然之志向、專在保護民人耳。
第五節 上文所舉國家準的	第五節 上文所舉國家之志向、甚過狹隘。
第六節 羅馬人素明於法理	第六節 羅馬人素明於法理、熱於政務。
第七節 然則何謂國家之準的	第七節 然則何謂國家之志向。曰分為二端。

また、概念用語においては、つぎのような例が目につく。

道義 ← 正義道德  
裁判所 ← 法衙  
政學 ← 國家學  
鄉村社會 ← 鄉村會社  
亞美利加合衆 ← 美利堅聯合  
合衆聯邦 ← 共同合衆聯邦  
權理 ← 權利  
準的 ← 志向

このほか、「物主」（第一章第二節。以下 1-2 と記す）に対して、訳書は「所有主（謂有土地之人、一曰地主）」と訳し新たに語注をつけ、「殖民地」（3-3）には「殖民、言移民於遠地、以關土地、滋生齒也、殖民地、猶言國外之屬地也」と語注をつけるなどの工夫もみられる。多少の修正や相違がみられる語注にはつぎのような例がある。

1-4（其初、政治皆國君專制耳）  
↑  
（其初、政治皆專制耳）  
1-5（言拿破崙敗亡而各國復安之時）  
↑  
（言拿破崙帝敗亡、而各國復其舊態之時）  
2-1（俄羅斯、匈牙利、勃斯尼亞、魯米尼亞、皆此種也）  
↑  
（民種名。俄羅斯、匈牙利、勃斯尼亞、魯米尼亞人等屬之）\*□は判読難の推測宛字  
2-3（如德國之帝國、與德之聯邦、是也）  
↑  
（如德意志帝國與德意志聯邦、是也）  
2-4（謂人民議政之時）  
↑  
（有多數之民、帶立法權時）

2-5（組織、化學語、猶言結構也。筋肉關節、相錯綜以成體、猶組織布帛也。凡有生氣者、皆謂組織體）

↑

（組織、猶言構成也。集材物參伍構作、以成一體、是組織體）

2-5（有機無機、皆化學語。有機、有生氣也、人獸草木、是也。無機、無生氣也、土石、是也）

↑

（化學語。動物植物、曰有機體、金石類、曰無機體）  
（下線：權）

この漢文体の語注は、『国家学綱領』が漢文構文に助詞と述語の語尾を付した伝統的諺解形式であることと関連する。つまり、語注にまで諺解はしなかったのである。当時流行り出していた国漢混用文体や国文体とは異なり、伝統的諺解形式にしたのは、訳者の意図的な判断でなければ、漢学知識をもった読者を想定したからであろう。

いっぽう、吾妻兵治の漢訳『国家学』出版3年後の1900年2月13日『皇城新聞』「雑報」に「日本の善隣訳書館は各様書蹟を漢訳して韓清両国に輸送したそうだが、日本維新史・国家学・日本警察新法等の冊子も漢訳して両国で発行するそうである」とあるように、当時の韓国と清国の読者のための漢文訳『国家学』の存在は知らせており、輸入もされ流布していたと考えられる。

ここに、本稿では果しえなかった課題についてつけ加えておきたい。『国家学綱領』の原書と思われるブルンチュウリーの『国家論』の翻訳が1899年の『清議報』第11、15～19、23～31冊に掲載されていること、またそれは、吾妻兵治が平田東助・平塚定次郎共訳『国家論』（春陽堂1889）を漢訳した『国家学』を原本と

し、梁啓超が修辞上の加工をしたものとされるということ<sup>18</sup>に出会ったのは、本稿完成間際の時であった。『清議報』掲載のブルンチュウリー『国家論』について調査が喫緊の課題<sup>19</sup>であるのはいうまでもない。

### (3) 鄭寅琥訳述『国家思想学』

鄭寅琥訳述『国家思想学』は本文 22 頁の後に『(帝国叢書) 各国憲法略 (附)』(24 頁)を付録した小冊子として、張世基・李載乾校閲のもと鄭寅琥発行、右文館印刷にて 1908 年 5 月に出版された。両方とも原書は、梁啓超の「国家変遷異同論」と「各国憲法異同論」である。順にみていく。

訳述者鄭寅琥(1869~1945)は、金孝全[2000]によると、玉虎書林主人として書籍出版を通じて国民の国家意識高揚などの教育啓蒙活動に携わったが、新学問による人民教育の意見書を中枢院に建議した前郡守の記事(『皇城新聞』1906. 5. 14)や多年間研究し精巧な帽子を製造販売する玉虎書林主人の記事(『大韓毎日申報』1909. 5. 30)があり、1919年3月独立万歳運動後は救国団を組織し独立運動を展開し、1921年には上海臨時政府へ軍資金を募集送付しようとし逮捕、5年間服役する。1906年に『憲法要義』を訳述するが、これについては後述する。このほか玉虎書林からの出版物には、鄭寅琥訳『初等動物学教科書』1908、鄭寅琥訳編『初等植物学』1908、鄭寅琥編述『最新初等小学』1908、鄭寅琥編纂『初等大韓歴史』1908、鄭寅琥著『最新初等大韓地誌』1909、鄭寅琥著『初等大韓高等大韓地誌』1909、『国文大韓十三道遊覧』1909など教科書類が確認される。

さて、鄭寅琥訳述『国家思想学』冒頭にある序文を寄せた張世基は、1905年まで学部学務局長を歴任し、当時は従二品の奎章閣直学士であった。ちなみに、前述した兪星濬が後任の学務

局長であった。参考のため直訳し引用しておく。

大凡時局の危急たるを人人がみんな知ると謂うが、然し國家思想を眞知する者が幾個人か。世界の公理が有るといふが、強權に在る而已なり。故に文明國にして野蠻國の土地を統治するのが天演上に應しく享す權利だといひ、文明國にして野蠻國の人民を開通するのが倫理上に應しく盡す責任だといふが、曷故焉か。正理が時勢とともに相容れざる者が有って競争が有る。競争が有れば優劣が有り、優劣が有れば勝敗が有る。於是に、強權の主義が公理に非ずと雖も、便ち公理と成し、本族が漲進することをもって幸福とする。兩平等者が相遇すれば、所謂權力が無く、道理がすなわち權力であり、不平等者が相遇すれば、所謂道理は無く、權力がすなわち道理である。故に人が本國に在っては一人の獨立であり、國が世界に在っては一國の獨立である。危急な時局に當り救治しようとするれば、決して二人の救治するところではなく、全國の人人が愛國する感想が有る後に救治するだろう。故に余が寤めて長歎し寐って譚語して、我同胞にして維新思想が頭顱膏血に完全なるを至願したところ、今に鄭君寅琥の譯述した國家思想學を讀むと、東西洋の時代變遷に隨つて舊新思想の異同を比較したのが透發して餘り無い。譯者の耳聆手述した功が足りて我國民に國家思想を自惺啓發させるだろう。惟い顧るに、同胞は國家思想に生長し國家思想に沐浴し國家思想に歌舞し、國家思想に權利を保守し國家思想に義務を極盡して、國家を泰山磐石に固立し子孫を永遠福地に繼承する思想を勉之勉之。

隆熙二年三月 日晩谿張世基序

(句読点：權)

日本の保護国になってから3年ほど経っている時、優勝劣敗の強権主義に対抗すべく、同胞の国家思想を啓発しようと煩惱苦勞する知識人の姿がみえてくる。

これに続く訳者の「自序」の一部を直訳し引用しておく。梁啓超の「各国の思想学」と「憲法略」を読んで共感した訳者の思いを伝わってくる。下線部は梁啓超の前書きに同文があることを示す。

近世、人の思想を養成するのが教育に在るといふが、國內に學校と學徒が如林如雲にしてその校況がたとえ呼風喚雨といえども、國民になって國家思想が無いと、危亡の無補である。是れ故に彼の維新史の悲憤壯快な感想が國民の腦髓に刺激し、文明活潑な義勇が國民の膏血に充積して、社會團體が完全である後に、其國が自由幸福を享有する。故に現世紀に眞正な大人物は、私情私慾を斷念し同胞を慈愛する思想で一國の興亡盛衰に責任を一個人も擔負する故に、愛國君子が斷頭臺に於いて獻身する日を愛國君子が凱旋門に於いて置身する日であると贊頌するのである。世界に完全な國家が近世より始めて有ったというが、前者にはどうして完全な國家が無かった乎。その國家として思想が不完全であったことを謂うのである。今、泰西人が稱述した國家思想學を研究すると、果爲完全乎、否乎か。吾が不敢早知。が、現世に敗を轉じて勝と爲し、弱を轉じて強と爲す者は、其國の國家思想が完全であつて行爲結實、縱横の激烈と風潮の洶湧を禦遏すべからざる故に、宇内に雄飛し海外に馳騁する。蓋し此思想を得るが一朝一夕に驟致するところではなく、一手一足で幸成するところではない。或は外洋より刺激して文明を輸入、或は内界より啓牖して進就維新するのである。曰く、天演日進の公理、然

らざるを得ずと雖も、然し講求發明して提倡する者がまたどうして寸陰でも緩もうか。故に今、余が各國の思想學と憲法略を詳讀し、欽歎に勝たず、其淺見を忘れ、國文漢字にて簡に譯述し私見を以て附し、我同胞にして、頑固思想と開明思想を比較して自慊させたい。じつに我國民の思想が完全團體になる日が、すなわち我國家の獨立が完全無缺になる日である。八萬二千方里の面積疆土で四千二百餘年を由り來た同胞が、海を超え河を渉る無量な前途に、二十世紀新思想が津梁に爲る可きであり、百折不回、邁哉邁哉。

隆熙二年三月 日譯者自序

(句読点・下線：権)

梁啓超の前書きを引用しておく。

思想者、事實之母也。欲建造何等之事實、必先養成何等之思想。

世界之有安全國家也。自近世始也。前者曷爲無完全國家、以其國家思想不完全也。今泰西人所稱述之國家思想。果爲完全否乎、吾不敢知。雖然、以視前者、則其進化之跡粲然矣。其得此思想也、非一朝一夕所驟致、非一手一足所幸成。或自外界刺激之、或自内界啓牖之。雖曰、天演日進之公理、不得不然。然所以講求發明而提倡之者、又豈可緩耶。故今略述其變遷異同之大体、使吾國民比較而自省焉。苟思想之普及、則吾國家之成立、殆將不遠矣。德國大政治學者伯倫知理所著國家學、將歐洲中世與近世國家思想之變遷。舉其特異之點。凡若干條。茲譯錄如下。 (下線：権)

さて、鄭寅琥訳述『国家思想学』は、梁啓超の「国家思想變遷異同論」(光緒27年1901:『新民叢報』第10号)を四つの章に分けて全訳したものである。訳者がつけた目次はつぎの通り

である。

- 第一章 甲 歐洲中世思想
- 乙 歐洲近世思想
- 第二章 甲 歐洲舊思想
- 乙 韓國舊思想
- 丙 歐洲新思想
- 第三章 過去 一 家族主義時代
- 二 酋長主義時代
- 三 帝國主義時代
- 現在 四 民族主義時代
- 五 民族帝國時代
- 未來 六 萬國大同主義時代
- 第四章 十八世紀以前
- 君爲貴・社稷次之・民爲輕
- 十八世紀末至十九世紀
- 民爲貴・社稷次之・君爲輕
- 十九世紀末至二十世紀
- 社稷爲貴・民次之・君爲輕

第一章は、ブルンチュウリーの著書『国家学』で取りあげているヨーロッパの中世と近世における国家思想の変遷の特異な点について梁啓超が翻訳した 10 カ条を、中世と近世を区分した表にして訳したのである。

第二章も同様に、ヨーロッパの古い思想と中国の古い思想とヨーロッパの新しい思想を比較した 11 条を訳し、ただ「中国」を「韓国」に入れ替えたのである。

第三章は、ヨーロッパの国家思想の過去・現在・未来における変遷を六つの時代に区分して考察したのを、訳したのである。

第四章は、以前の帝国主義が民族主義をへて、民族帝国主義に新たな変貌を遂げたことを論じ、孟子の「民を貴しと爲し、社稷は之に次ぎ、君は軽しと爲す」（尽心下）をもって説明したのを、訳したのである。

以上のように、鄭寅琥が四つの章立てにして目次もつけて出版したのは、読者にわかりやすくするための工夫であったと考える。これは、訳者「自序」に記されているように、亡命中の日本で書かれた梁啓超のこの言説が当時韓国の状況に適合したからにほかない。

つぎに、『(帝国叢書) 各国憲法略(附)』の原書は、『飲冰室合集』収録の「各国憲法異同論」(光緒 25 年 1899) である。まず、訳書の前書きを直訳し引用した後、原書の前書きをみてみたい。

國家思想學で比較したのを推して研究すると、すなわち人が斯世に生れて權利と義務に愧無い國民の享する福は憲法の全在である。

憲法とは、歐語に稱するに Magna chart (メゲネチャテ) という。其意が大概國家の一切法律の大典に爲るべきを謂う。故に國家大典に屬し、專制政體 (君主之國) を爲すこと、立憲政體 (君臣共主之國) を爲すこと、共和政體 (民主之國) を爲すことを論じることなく、すべて以て憲法と爲す可きだと稱するのが近似する。然れども近日政治家の通稱は、惟だ議院の有る國の定めた國典を乃ち稱して憲法と爲す。故に今の論述する所も亦其狹義に従い、もっぱら立憲政體の各國に就いて其憲法の異同を取って比較した故に「各國憲法略」を下の如く譯載する。(句読点・下線：権)

憲法者、英語稱爲 Constitution。其義、蓋謂可爲國家一切法律根本之大典也。故苟屬國家之大典、無論其爲專制政體 (舊譯爲君主之國)、爲立憲政體 (舊譯爲君民共主之國)、爲共和政體 (舊譯爲民主之國)、似皆可稱爲憲法。雖然、近日政治家之通稱、惟有議院之國所定之國典、乃稱爲憲法。故今之所論述、亦從其狹義。惟就立憲政體之各國、取其憲法之



《表5》『各国憲法略』と「各国憲法異同論」の目次対照

『各國憲法略』 1908	「各國憲法異同論」 1899
第1章 政體なり	第1章 政體
第2章 行政と立法と司法の三權なり	第2章 行政立法司法之三權
第3章 國會の權力と議員を選擧する權利なり	第3章 國會之權力及選舉議員之權利
第4章 君主及大統領の制と權力なり	第4章 君主及大統領之制與其權力
第5章 法律命令と預算なり	第5章 法律命令及預算
第6章 臣民の權利と義務なり	第6章 臣民之權利及義務
第7章 政府大臣の責任なり	第7章 政府大臣之責任
第8章 憲法講述	
第9章 憲法觀念	
結論	

異同、而比較之云爾。（句読点変更：権）

『国家思想学』において国民の幸福が憲法の健在にあることが明らかになったが、また『各国憲法略』を付録したのは、訳者が議院制国家の立憲政体に期待したからであった。訳者が憲法のヨーロッパ原語として英語「Constitution」の代わりに「Magna chart」（Magna CartaあるいはMagna Chartaが正式名称）としたのは、大英帝国を理想とした意図的な入れ替えとも理解できる。

《表5》にみるように、第8章以降については、「各国憲法異同論」の元来の掲載紙/誌（『清議報』か）を調査する必要がある。今後の課題である。

#### （4）安国善編述『政治原論』

安国善編述『政治原論』（1907：安国善発行）が市島謙吉纂著『政治原論』（1889：万松堂・大鵬館発行）を適宜削除しながら訳したものである。ここでは、まず安国善と市島謙吉そして『政治原論』に関する金孝全の詳細な研究[2000]によりつつ、簡単に紹介しておきたい。安国善（1878～1926）は、1895年官費留学

生として渡日、慶應義塾普通科で修学後、東京専門学校政治学科に入学し1899年卒業する。市島謙吉纂著『政治原論』との接点はこの時にあっただろうが、市島謙吉との接点については調査中である。帰国して政治活動に携わり1903年には李承晩とともに投獄、そこで基督教に入信することになったという。1907年2月7日恩赦によって釈放<sup>20</sup>、4月11日『大韓毎日新聞』に安明善の「明」を「国」に改めた広告を出し、翻訳書『外交通義』（原著長岡春一1901）上下を普成館より出版し、10月に「発行者安国善・印刷皇城新聞社」にて『政治原論』と「著述者発行者安国善・印刷所塔印社」にて『演説法方』を出版する。11月皇室財産整理局事務官に任じられるがすぐ辞め、普成館翻訳員をつとめ1908年4月に『行政法』上下を普成館より出版。7月度支部書記官となり理財局監督課長に任じされ、翌年12月には国庫課長になり併合を迎える。1911年3月清道郡守に任じられ2年後辞める。安駟壽の養子入籍は1911年4月11日だという<sup>21</sup>。

以上のような経歴と関連してつけ加えておきたいのは、日本留学を斡旋したという安駟壽（1853～1900）との関係である。

安駟壽は、1895年警務使正二品として副將・軍部大臣に任命され、1897年中樞院一等議官になり、1898年4月「皇太子代理」を企てた嫌疑で日本に亡命、1900年自現帰国して逮捕、5月に閔妃殺害にも係わったとして処刑される<sup>22</sup>。安駟壽の「日清韓同盟論」が全7回『日本人』（106～113：1900年6月～9月）に発表されるが、掲載に際して「韓人にして最も我国に知らるゝは朴泳孝金玉均にして、之に次ぐは安駟壽なり、…安は韓人中智者第一を以て目せらるゝ者、謂ふ所の智とは譎の義にして、奸智を以て呼ぶの適せるに邇しと雖も、勢を察するに敏に変に処するに巧に、数ゝ危地に陥りて能く安きを得、我国人の眼を韓国に注ぐもの往々彼れ一人の進退に観て勢を料りて程なれば、其の常人ならざりしや推して知るべし、而して今や竟に戮せらる、寧ろ其の国の為めに惜むべし。…」という紹介文を添えている。安国善の思想形成に安駟壽が与えた影響は大きいものがあったと思われる。

ここに二つある序文を引用しておく。

最初の序文を寄せた趙彰漢<sup>23</sup>は、正三品で中樞院議官を1900年依願辞職した後、1906年5月に創立された韓一銀行の監査役、湖南鉄道株式会社の会計課長（『大韓毎日申報』1907. 2. 23）、漢城材木柴炭（株）の発起人（『皇城新聞』1908. 3. 31）をつとめていた。<sup>24</sup>

安君國善は一志士である。曩年、東に日本へ遊び、政治・法律・經濟等の新學を多年研究し、其の歸朝に及んでは世とともに相違ひ、閉門遯跡して亦有年であった。一日、余を訪れて袖から一冊子を示すに、曰く政治原論である。…これは我國古昔未朞の書であつて、國民と爲す者は、研鑽し知得せざるべからず。夫國家の盛衰治亂は、専ら政治の明不明の如何にあるは、贅言を要しない。國民と爲す者

が能く其の政治的觀念が有れば、則ち其の國が富強になり、能く其の政治的觀念が有らざれば、則ち其の國が陵替するは理の常勢である。故に政治者は、吾人の國家的生活の必要に因つて其の萬般の制度を醸出することであり、政治不齊の下で實業が獨り富める能はず、教育が獨り行う能はざるなり。其の愛國熱性者の爲に必ず其の國民の本源となる政治學を教授するのが良く此れに由るのである。是書は上は希臘・羅馬の古代より英・米・獨・法等諸國の近代の制度沿革に至るまで悉皆漏れ無く、斯書を讀む者は、但し其の政治學の原理原則を追究するだけでない。以て其の各國制度の得失利弊を通曉研究するのが實に今日、安君の此の書を著述した意に負かないものと思ひ、茲に數言を尾叙す。

隆熙元年十月日石翁趙彰漢謹稿

大凡人類が相聚まつて國家社會を組成するに、其の建國の由來は互相異なると雖も、正義公平の法規に均しく依つて侵害が相互に無いようにするのが、是乃ち政治の原則である。然して世運の進歩するに随つて人事の複雑なるを免れず、科學の道を分けて研究するに因つて政治學の範圍も亦漸次擴大した。上は主宰の權限及び國家の組織法より、下は人民の權利義務に至るまでが政治學の範圍に總て屬し、斯學の發達が實に興國の原素と爲る。其れ人民にして國家を負擔する義務心を振作させ、團體を共合する基礎力を鞏固ならしむる。蓋し皇室と國家の關係如何、國家と人民の關係如何、國家の組織に何法が最良かを精深に研究しないのが無く、建國の由來を參考し列邦の實驗を照徴し、斯學の原則に又據つて、實際に善く應用すれば、國家が興らざるとしても其れ得可きか。今、我が國權の墮落したのは、人民が國家を負擔する心が無く、團體共

《表6》安国善編述『政治原論』と市島謙吉纂著『政治原論』の目次対照

安国善編述『政治原論』	市島謙吉纂著『政治原論』
上編	上巻
第一章 政治學汎論 1	第一章 政治學を汎論す 1
第二章 政治の目的 16	第二章 政治の目的を論ず 31
第三章 政治の起源 27	第三章 政治の起原を論ず 56
第四章 主權論 37	第四章 主權論 78
第五章 政體の區別 42	第五章 政體の區別を論ず 92
第六章 一人政體論 51	第六章 一人政體論 107
第七章 少數政體論 60	第七章 少數政體論 125
第八章 多數政體論 62	第八章 多數政體論 139
中編	中巻
第九章 憲法汎論 71	第九章 憲法を汎論す 167
第十章 代議制度 78	第十章 代議制度を論ず 184
第十一章 撰舉權の區域 82	第十一章 選舉權の區域を論ず 194
第十二章 間直撰の利害 85	第十二章 間撰直撰の利害を論ず 207
第十三章 少數代表法 89	第十三章 少數代表法を論ず 218
第十四章 投票法 100	第十四章 投票法を論ず 238
第十五章 代議士の任期 104	第十五章 代議士の任期を論ず 249
第十六章 議院 107	第十六章 議院論 255
第十七章 政黨論 114	第十七章 政黨論 281
下編	下巻
第十八章 政府の三大部 129	第十八章 政府の三大部局を論ず 327
第十九章 立法と行政の關係 133	第十九章 立法と行政の關係 336
第二十章 司法と行政の關係 145	第二十章 司法と行政の關係 361
第二十一章 代議院の職務 154	第二十一章 代議員の職務を論ず 380
第二十二章 中央政府 157	第二十二章 中央政府論 402
第二十三章 地方政府 172	第二十三章 地方政治論 439
第二十四章 屬國政治 184	第二十四章 屬國政治論 479
192 頁終	523 頁

合力が缺くに職ら由り、斯學の未だ曾て發達せざるにも亦由る。國權を興復する志が苟もあるならば、其れ將に斯學を捨てて何か。此れ、實に不佞の敦明義塾を創立した趣旨である。安国善が隣邦に早遊し斯學に精通したので、邀えて本塾講師に爲した。而して是書は、乃ち其の編述した講義録である。上中下三編の所論が綜核原理し、政治學界の無くすべからざる長物になるだろう。於是に、安君

と謀り割剗氏に付す。

隆熙元年十月 日 績菴李琦鎔 序

(句読点：權)

李琦鎔(1889～1961)は当時、敦明義塾を創立し、安国善を講師に迎えたのであり、その講義録がこの書だという。

さて、安国善編述『政治原論』について、二つの序文に「この書を著述」と「編述した講義

録」とあり、奥付にも「編述」とあって、原書と原著者あるいは参考書名も記されていない。先行研究によって知られている原書市島謙吉『政治原論』と目次を対照した《表6》の頁数をみると、訳書の頁数は原書のほぼ半分にも及ばない。その分省略されているのである。訳書と原書との表記や用語、記述についての考察は略する。

市島謙吉纂著『政治原論』の「例言」によると、東京専門学校政治科での政治学講義案と生徒たちの筆記がその草稿になっているが、恐らく政治活動のためであろうが、郷里の新潟とを往来する間、草稿の校訂増補し、刊行するに至ったという。富山房書店を発売元にしながら発行者が新潟と東京になっているのはこのためであろう。市島謙吉は、1877年東京開成学校と東京医学校が合併し東京大学と改称した翌年9月文学部にすすみ、政治学を専攻するが、ちょうどその時に赴任したフェノロサから政治学と経済学と哲学の講義を受ける。高田早苗・天野為之・坪内逍遙が同期の親友であり、卒業目前にして起きた筆頭参議大隈らを政府から追放した政変によって、四人は大隈と行動を共にすることになる。早稲田大学創設者大隈重信の下で学校運営の推進力となった高田早苗・天野為之・坪内逍遙・市島謙吉は、「四尊」と称せられたという<sup>25</sup>。

なお、「例言」には以下のような参考書が紹介されている。

ウルシイ氏 政治学  
オーステン氏 法理学  
ミル氏 代議政治論  
バジオツト氏 憲法論  
リーバル氏 自治論  
ケアルン氏 殖民論  
アモス氏 憲法論

アモス氏 政治学  
ブルンチリイ 国法論  
トクビル氏 自治論  
スペンサー氏 社会学  
グラトストーン氏 憲法論  
ノイ氏 憲法史  
トツド氏 英国政治論

### Ⅲ. 憲法・国法学

国法学とは、前述したように、国家学を研究する際の分類の一つであるが、前掲『法律大辞典』の国法に対する説明を要約すると、つぎのようになる。国法という用語は、ドイツ公法学者の一般に採用するが、その用法が一定せず、①公法と同義語として用いる者、②公法の一部として憲法と行政法をあわせて称する者、③行政法を除いて、憲法と国法を同意義に用いる者、④憲法と行政法とのみをあわせて称する者、がある。ここでは、「国法学」と「憲法」と題する書籍を取りあげるので、③に該当する。

#### (1) 金祥演撰述『国法学』

現在所蔵が確認できる金祥演撰述『国法学』は、手書きの「国法学講義案」という標題と「国法学目録」(18頁)に「国法学／壽松金祥演撰述／総論 国家編制の起源」とはじまる印刷の本文(235頁)が綴じられ「Harvard-Yenching Library」と判が押された電子複写の私本であり、韓国ソウルの中央図書館所蔵のマイクロフィルム<sup>26</sup>の注記に、所蔵は「Harvard-Yenching Library」と「漢城：1907」とある。

撰述者金祥演の経歴については、羅璋・金祥演訳述の『国家学』ですでに述べた。この『国法学』については、1908年改正された法官養成所學則にはじめて教科に入った、この新しい科目「国法学」の担当者として金祥演を推測する

見方（金孝全 [2000]）が示されている。その可能性は相当であろうが、他の専門学校の講義案として出版された可能性も排除できない。いずれにせよ、日本書籍が原書かあるいは主たる参考書であったと思われるが、未だ確認されていない。

ここでは、参考までに目次を示す前に、第一章元首のところでは、立憲君主政体における元首の機関説が述べられているので、これを直訳し例示しておく。

立憲君主政體の元首は人を指すのではなく、國法上の權利關係を指すのである。即ち國家の權力を其組織に關する規程に依つて行使することをもつて國家の事業を營む公職であると謂う。元首は國家の上に立つのではなく、國家組織の内に在つて其最要な關係になる者である。獨乙國法に曰く「君主は國家其者ではなく、國家を結構する至高至重の機關である。是を以て元首という語が近時各國憲法で此を用いられた。君主は國家の外か又其上に立つのではなく、其内に在つて最も高貴な地位に居る者である」といったし、マイエン氏は曰く「今日、國法に依れば則ち君主は國家の上に立つのではなく、其内に在るのであり、彼國家の支配者ではなく、其機關である。然し國家に在つては秀逸な地位を占める國家權力の具帶者であると表現し、其權能は自己獨立の權利であつて彼に屬す」と云う。茲に元首の文字由來が始めて明らかになる。（9-10頁）（句読点・記号：権）

以下、金祥演撰述『国法学』目次と頁を記しておく。

## 總論 國家編制の起源 1

### 第一章 元首 6

### 第二章 元首の種類 10

### 第三章 君位の國法上性質 12

#### 第1節 君位の繼承 14

#### 第2節 攝政 16

### 第四章 君主の權力 19

#### 第1節 君主の統治權 19

#### 第2節 君主の特權 20

#### 第3節 君主の政治上特權（大權） 22

#### 第4節 法律上の特權（無責任） 24

#### 第5節 社會上の特權（名譽權） 28

#### 第6節 財政上の特權 32

### 第五章 樞密顧問（國務顧問） 36

#### 第1節 國務顧問の官能 36

#### 第2節 樞密顧問の編制 40

#### 第2節 樞密顧問の職權 41

### 第六章 政府 43

#### 第1節 政府の本義 43

#### 第2節 大政の方嚮 44

#### 第3節 內閣成立の趣向 47

#### 第4節 政府黨及反對黨 48

#### 第5節 內閣の交迭 49

#### 第6節 政府の責任 51

### 第七章 帝國議會 60

#### 第1節 帝國議會の本義 60

#### 第2節 國民の意思代表 61

#### 第3節 君主政体の議會と民主政体の議會の差異 64

#### 第4節 帝國議會の國法上要點 66

### 第八章 帝國議會の組織 70

#### 第1節 議院組織の標準 70

#### 第2節 一院制二院制 73

#### 第3節 貴族院 77

#### 第4節 衆議院 79

#### 第5節 衆議院の組織 81

#### 第6節 兩院議長副議長及事務局 84

### 第九章 議會の職權 85

#### 第1節 議會職權の分類 85

第2節	憲法改正に関する権	86
第3節	法律命令に関する権	89
第4節	政治上の實體権	92
第5節	政治上の形式権	94
第十章	議會の發動	97
第1節	召集	97
第2節	開會閉會會期停會休會及會議	100
第十一章	議員の權利義務	104
第1節	議員の國法上の地位	104
第2節	議員の責任	109
<b>第二編 官廳 110</b>		
第一章	官廳の國法上の地位	110
第1節	官廳	110
第2節	中央行政官廳	113
第3節	地方廳及局地廳	121
第4節	特別官廳	130
第二章	官吏	139
第1節	官吏の國法上の地位	139
第2節	官吏の補任	148
第3節	官吏の義務	153
第4節	官吏義務違反の後繼	167
第5節	官吏の權利	176
<b>第三編 自治體 185</b>		
第一章	自治體の國法上の地位	185
第1節	自治體	185
第2節	自治體と國家の關係	187
第3節	自治體と社會の關係	189
第4節	自治と政治の關係	190
第5節	自治體の種類	191
第二章	市町村の組織	193
第1節	市町村(市面里)制の施行範圍	193
第2節	市町村の機關	196
第三章	市町村の職權	198
第1節	市町村の職權の統系	198
第2節	自主權(公共事務)	198
第3節	自治權(委任事務)	201
第4節	委任權(管掌事務)	203

第5節	財務權	204
第四章	市町村の監督	207
第1節	市町村監督の系統	207
第2節	權利爭議	208
第3節	國家の監督	209
第4節	國家の監督權に對する訴願及行政訴訟	215
第五章	郡の自治體	216
第1節	郡の自治に関する問題	216
第2節	郡の區域及組織	217
第3節	郡の職權	219
第4節	郡行政の監督	222
第六章	府縣の自治	226
第1節	府縣の區域及組織	226
第2節	府縣の職權	228
第3節	府縣行政の監督	230 [終235頁]

## (2) 兪致衡講述『憲法』<sup>26</sup>

兪致衡講述『憲法』に「準拠採用」された原書は、穂積八束講述「東京法学院 29 年度第 2 年級講義録」『帝国憲法』と判断される。本文冒頭に「憲法／兪致衡講述・申海永校閲」とある本書は、発行所や発行年度不明であるが、様々な状況から 1907 年か 1908 年出版と推測されている。前述した兪星濬述『法学通論』(1905)に兪致衡が寄せた序文には、彼の法学研究への意欲が如実に示されていた。

兪致衡(1877～1934)は、1895 年官費留学生として渡日、慶應義塾普通科で修学<sup>27</sup>し、翌年 7 月に卒業、9 月東京法学院に入学、1899 年 7 月卒業、日本司法省と各裁判所での見習いをへ、11 月帰国。私立鉄道学校教師をへ、1902 年 9 月法律起草委員に任じられ、1904 年 2 月に駐英参事官に任命されるが、日露戦争勃発により赴任ができないうち、6 月宮内府会計課長に任命、10 月帝室制度整理局秘書に、1906 年 2 月宮内府制度局参事官に、12 月帝室財政會議

議事長に、1907年6月に修学院教官を兼任、大東専門学校と普成専門学校で憲法、民法、海商法などを教えた。これらの専門学校での教授の際、講義案として用意され、出版されたものと考えられる。

ここで講述者の「緒言」をみてみたい。

憲法を論究するに當って最先に注意すべきは、世人が憲法をもって一種の別件物と推想する者が多く居るだけでなく、況や我が國の如き専制君主國に在っては、此の思想が酷甚なるが是れである。此の思想を不可不劈頭に打破して然る後、講義を始め得る。夫憲法も亦一法律に過ぎない。人民は勿論遵守服従の義務が有り、君主は他の法律とともに或いは廢止變更するを得る。然し此の法が他法より國法上重じられる所は、均しく法律であっても他の公私法の首位に占居し、且つ法律を制定廢止或は變更する君主でも、萬機總攬に當って君主の固有無限の權力を以てするは無く、君主の意思を發表して臣民に宣示した此の憲法條規を遵守施行するのが是れである。然して我が邦に在っては君主専制の世襲國であるにも拘らず、由來慣習上、今日の所謂憲法と符合するところが無くはないが、明文は無かった。各國に現行憲法は其種が頗多く各其國の國体及び政体に因って各殊なる。此を集合研究しようとする、比較法制學に依るのであり、分析論講しようとする、單獨憲法學に依るのである。本邦に至っては、憲法の明文が姑く無く、然らば則ち如何なる方針を取れば目的に達するのか。此れは、専制君主國觀念に最適した德逸及日本國憲法を講究する外に他道が更に無い。然して德逸憲法に至っては、余の講述するところの國家學が完結した時は其大要を概知するだろう。茲では日本國憲法に論究點を専主し、其方針に至っては

該國憲法學者穗積八東博士の講義を準據採用する。

このように穗積八東の「講義を準據採用する」とした記述によって、「国民教育」の啓蒙書として市販流通した穗積八東の『(国民教育) 憲法大意』(1896)が「準據採用」された原書と注目されてきた。ところが、国会図書館近代デジタル・ライブラリーにて調査した結果、「東京法学院 29年度第2年級講義録『帝国憲法』(出版は翌1897年と推定)が兪致衡の「準據採用」された原書と判断される<sup>28</sup>。参考のため《表7》に兪致衡『憲法』と穗積八東「東京法学院 29年度第2年級講義録『帝国憲法』・『憲法大意』の目次を対照しておいた。この明治29年度は、ちょうど兪致衡が東京法学院2年次の1896年であり、兪が穗積の憲法講義を聞いたのはいうまでもない。

最後に、『中央大学史資料集』第十七集により関係する記事をみてみたい。まず、『法学新報』66(明治29.9.29)掲載の「朝鮮留学生と東京法学院」を引用しておく。兪致学のこと兪致衡である。李冕宇は法官養成所所長になる。張燾は帰国後、医学校教官に任じられ、また私立法学校、普成専門学校、養正学校講師になり、法学通論、刑法、裁判所構成法などを講義し、1905年平理院検事になり、1907年法部書記官となる。

朝鮮国より派遣せられたる留学生五名、今回東京法学院に入学申込み、同院に於て直に之を許容し入学の手續を了して同院の学生となれり。

東京法学院の学制の完備せる・教授方法の整理せるは、天下の知る処。今や其名声海外に輝きて外邦の留学生か進んで入学を申込むに至りたるは、同院の爲めに喜ぶべきことたり。又同院に入りたる留学生の爲めに其氏名を天

《表7》 兪致衡『憲法』と穂積八束『憲法講義』・『憲法大意』（1896）の目次対照

兪致衡講述『憲法』	穂積八束『憲法講義』	穂積八束『憲法大意』
緒言	第一編 公法ノ概念	序
第一編 國家		第一編 國體
第一章 國家	第一章 法及ヒ法ノ性質	第一章 國家
第二章 憲法	第二章 公法及ヒ私法	第二章 君主國體
	第三章 國家	第三章 憲法
	第四章 國體	
第二編 統治の主體	第二編 統治ノ主體	第二編 統治ノ主體
第一章 皇位	第一章 皇位	第一章 皇位
第二章 皇位の繼承	第二章 皇位ノ繼承	第二章 皇位繼承
第三章 攝政	第三章 攝政	第三章 攝政
第三編 統治の客體	第三編 統治ノ客體	第三編 統治ノ客體
第一章 總論	第一章 國土	第一章 國土
第二章 國土	第二章 臣民	第二章 臣民（臣民・
第三章 臣民	第三章 臣民ノ權能	臣民ノ權能）
第四編 統治の機關	第四編 統治機關	第四編 統治ノ機關
第一章 總論	第一章 總論	第一章 總論
第二章 議會	第二章 帝國議會	第二章 帝國議會（帝國議會・
第三章 議會の國法上地位	第三章 帝國議會ノ組織	帝國議會ノ構成・
第四章 議會の組織	第四章 帝國議會ノ職權	帝國議會ノ職權）
第五章 議會の權限	第五章 政府	第三章 政府（政府・
第六章 政府	第六章 國務大臣及ヒ樞密顧問	國務大臣及ヒ樞密顧問）
第七章 裁判所	第七章 裁判所	第四章 裁判所
第五編 統治權の作用	第五編 統治權ノ作用	第五編 統治ノ作用
第一章 總論	第一章 統治權	第一章 統治權
第二章 憲法上の大權	第二章 憲法上ノ大權	第二章 憲法上ノ大權
第三章 立法	第三章 立法	第三章 立法
第四章 法律	第四章 法律	第四章 法律（法律・
第五章 法律の制定	第五章 法律ノ制定	法律ノ制定・
第六章 法律の範圍	第六章 法律ノ範圍	法律ノ範圍）
第七章 命令	第七章 命令	第五章 命令（命令・
第八章 命令の種類	第八章 命令ノ種類	命令ノ種類・命令ノ範圍）
第九章 條約	第九章 條約	第六章 條約
第十章 司法 (138頁) 完	第十章 司法 (144頁) 完結	第七章 司法
		第八章 行政 (136頁) 終



下に紹介して其前途を祝せんとす。即ち法学院に入学したる氏名左の如し。

劉昌熙、鄭在淳、張奎煥、兪致学、李冕宇。

(句読点：権)

つぎに『法学新報』89(明治31.8.20)掲載の「東京法学院の担任講師」の本稿と関連する科目をあげておく。

**第一年級**:物権法第一部=法学士 伊藤悌治、

第二部=法学士バリストル 土方寧

**第二年級**:物権法第二部=法学士 加納友之助、

海商法=法学士 朝倉外茂鐵、憲法=法学博士 穂積八束、経済学=金井延(以下略)

**第三年級**:国際公法=法学士 立作太郎、国際私法=法学士 立作太郎、

行政法=法学士 一木喜徳郎、美濃部達吉、財政学=松崎藏之助、高野岩三郎(以下略)

つぎに「東京法学院第十四回卒業生」(『法学新報』100、明治32.7.20)に「邦語法学科」の25番目に「韓国人 張燾」が、100番目に「韓国人 劉昌熙」が、104番目に「韓国人 兪致学」が、110番目に「韓国人 李冕宇」が載っている。また「韓国人の東京法学院卒業」(同上)という題の下につぎのように記している。

東京法学院には数名の朝鮮人在学せることは、予て本紙に記載せしが、其留学生の中、張燾、劉昌熙、兪致学、李冕宇、の四氏は法学院に於て三ヶ年の課程を修め、今回の卒業試験に成績良好を以て及第し、先日の卒業式に於て各卒業証書を授与せられたり。

『中央大学百年史』(通史編上 330頁:2001)は、この朝鮮留学生が中央大学最初の外国人留学生であったと記している。翌年、同じ「邦語

法学科」を朴晩緒(57番目)と兪鎮禹(141番目)が卒業している。

また同大学史は、それ以後朝鮮国からの留学生はあまり多くなく、代わって清国からの留学生が急速に増加していったと記している。ちなみに、河北憲政研究社による穂積八束著『憲法』の漢訳(1907:204頁)があり、これは、「中央大学法律科明治40年度第1学年講義録」(266頁)と類似する。この後に増加した清国留学生によって穂積『憲法』の漢訳がなされたのだろうか。

### (3) 金祥演講述『憲法』

金祥演講述『憲法』は現在、不完全な本文232頁のものしか確認されていない。金孝全[2000]は副島義一の著書を基礎として講述したものといい、『日本帝国憲法論』(早稲田大学出版部1905)を注に付けている。管見によると、金祥演講述『憲法』は、つぎにみる趙聲九講述『憲法』とも類似していて、両書とも「法学士副島義一講述」の「日本法律学校講義録」『憲法』<sup>29</sup>がその原書である。金祥演講述『憲法』は趙聲九講述『憲法』と目次を対照した《表9》をみると、章節の区分や順番の乱れ(□部分)があるものの、趙聲九講述『憲法』の目次とおおむね一致する。この二つの訳書の違いとしては、多く省略し編訳している趙聲九に比べて、金祥演は原書に充実している点が指摘できる。

ついでにその例を一つあげておく。

副島義一講述の「日本法律学校講義録」『憲法』第二編第一章第9節「臣民ノ権利」の冒頭には約17頁の前書きの説明があるが、この金祥演講述『憲法』は12頁ほどの直訳をしているのに対して、趙聲九講述『憲法』は簡略にして3頁弱に過ぎない。ところが、「臣民の国家に対する公権」として原書が「積極的臣民権(行為請求権)」と「消極的臣民権(消極的に干渉を受け

《表8》「臣民ノ権利」三種の項目対照

副島義一講述『憲法』	金祥演講述『憲法』	趙聲九講述『憲法』
積極的臣民権	行為請求権	行為請求権
裁判を請求する権（憲法第24條）	裁判請求権	裁判請求権
請願権（同30條）	請願権	請願権
行政行為請求権	行政行為請求権	行政行為請求権
在外臣民の權利	在外臣民の保護請求権	在外臣民保護請求権
消極的臣民権	自由権	自由権
住居権		
自由権		
居住及移轉の自由（同22條）	居住及移轉の自由	居住及移轉の自由
身体の自由（同23條）	身体を完全する自由	身体保全の自由
住所の自由（同25條）	住所を完全する自由	住所安全の自由
信書秘密の自由	信書を秘密する自由	信書秘密の自由
思想發表の自由	集會結社の自由	集會及結社の自由
集會結社の自由	思想發表の自由	思想發表の自由
所有の自由	所有の自由	所有の自由
宗教の自由	宗教の自由	信教の自由
参政権	参政権	参政権
選舉権	選舉権	（項目をあげない）
被選舉権及び官吏公吏となるの權	被選舉権及び官吏となる權	

ざるの権)」「参政権(自動権)」の三種をあげているのに対して、金祥演講述『憲法』はなぜか趙聲九講述『憲法』と同様に「行為請求権」「自由権」「参政権」にしている。参考のために、それぞれの項目を列記して《表8》にしておく。副島の講述に「住居権」と「自由権」を並列するなどやや散漫さもみられるので、これが訳者の判断によるものでなければ、この「日本法律学校講義録」を修正した別の講義録が存在することも考えられる。

#### (4) 趙聲九講述『憲法』<sup>30</sup>

趙聲九講述『憲法』の原書が副島義一「日本法律学校講義録」『憲法』であると前述したが、《表9》でみるように、目次において副島義一「日本法律学校講義録」『憲法』と多少の相違と

出入り(下線部)はあるものの、おおむね一致していることが確認できる。ただ、訳書の第四編において追加されている「第三章 司法」「第四章 行政」「第七章 國際条約」が、訳者の判断によるものでなければ、この「日本法律学校講義録」の修正した講義録が原書であった可能性がある。

趙聲九講述『憲法』は本文281頁であり、刊記も不明である。だが、本文64頁の「距今二十年即日本明治二十年」から1907年執筆が推測され、また25頁に「国家と同一の地方団体即ち邑、市、面、村の如き自治団体」に付した割注「我国に在っては自治制度を姑未実施した故に全く外国の制度を引用す」から併合前の出版であるには違いない。ここでは、金孝全の詳細な研究[2000]によりつつ、趙聲九講述『憲

《表9》趙聲九講述・副島義一講述・金祥演講述『憲法』目次対照表

趙聲九講述『憲法』	副島義一講述『憲法』	金祥演講述『憲法』
緒言 1		
第一編 緒論 2	第一編 緒論 1	第一編 緒論 1
第一章 國家 2	第一章 近世ノ法理上ニ於ケル國家ノ觀念 1	第一章 國家 1
第1節 近世法理上に國家の觀念	第1節 國家	第1節 近世法理上に關する國家の觀念
第2節 國家の結合	第2節 國家ノ結合	第2節 國家の結合
第二章 國體及政體 36	第二章 國權及ヒ國體 54	第3章 最高權（即主權）
第1節 國體	第3節 國權ノ性質及其主體	第4章 國體の區別
第2節 政體	第4節 國體ノ區別	
第三章 憲法 41	第三章 憲法 80	第二章 憲法
第1節 憲法の地位及定義	第5節 憲法ノ地位及定義	第5節 憲法の法系中地位及定義
第2節 憲法の範圍	第6節 憲法ノ系統	第6節 憲法の系統及淵源
第二編 國家の基礎 46	第二編 國家ノ自然的基礎 102	第二編 國家の基礎 86
第一章 臣民 47	第一章 臣民 105	第一章 臣民 88
第1節 臣民籍の意義	第7節 臣民并ニ臣民籍ノ意義	第7節 臣民并臣民籍の意義
第2節 臣民の義務	第8節 臣民ノ義務	第8節 臣民の義務
第3節 臣民の權利	第9節 臣民ノ權利	第9節 臣民の權利
第4節 臣民籍（國籍）の取得及喪失	第10節 臣民籍ノ取得及喪失	第10節 臣民籍の取得及喪失
第二章 領土 94	第二章 領土 178	第四章 領土 147
第1節 領土の性質	第11節 領土ノ性質	第8節 領土の性質
第2節 領土の變更	第12節 領土ノ變更	第9節 領土の變更
第三編 國家の直接機關 98	第三編 國家ノ機關 190	第五章 國家の機關 153
第一章 總論 98	第一章 總論 190	
第二章 君主 100	第二章 天皇 194	第六章 君主 156
第1節 君主の國法上地位	第13節 天皇ノ法律上ノ地位	第10節 君主の國法上地位
第2節 君主の大權	第14節 天皇ノ大權	第11節 君主の大權
第3節 君位の繼承	第15節 天皇ノ權利	第12節 君主一身に附着した權利
第4節 君主の裝祚	第16節 皇位繼承	第13節 皇位の繼承
第5節 君主一身に附着した權利	第17節 天皇ノ踐祚	第14節 君主の踐祚
	第18節 皇位ノ喪失	第15節 君位の喪失
第三章 攝政 122	第三章 攝政 223	第七章 攝政 182
第1節 攝政の國法上地位	第19節 攝政ノ地位	第16節 攝政の地位
第2節 攝政が置く可き境遇	第20節 攝政ヲ置くヘキ場合	第17節 攝政が生じる境遇
第3節 攝政の順序及資格	第21節 攝政ノ資格及順位	第18節 攝政の終了
第4節 攝政の終了	第22節 攝政ノ終了	
第四章 議會 133	第四章 帝國議會 233	第八章 議會 191
第1節 議會の國法上地位	第23節 議會ノ性質	第19節 帝國議會の法律上地位
第2節 議會の權限	第24節 議會ノ權限	第23節 議會の權限及其作用の形式
第3節 議會の組織	第25節 議會ノ召集、開會、停會、閉會、解散	第24節 議會の召集開會停會閉會解散

第4節 議會の召集,開會,停會,及衆議院の解散	第26節 帝國議會ノ議事ニ關スル重ナル原則	第26節 議事に關する議會の重要原則
第5節 議會議事に關する重要原則	第27節 議會ト政府委員トノ關係及各院相互間ノ關係	第27節 議會と政府委員の關係及各院互相間の關係
第6節 議會と政府員の關係及各院互相間の關係	第28節 帝國議會ノ組織	第28節 議會の組織
第7節 議員の權利及義務	第29節 議員ノ權利及義務	第2章 議員の權利及義務 230~232
第五章 國務大臣 189	第五章 國務大臣 293	
第1節 國務大臣の憲法上地位	第30節 國務大臣ノ憲法上ノ地位	
第2節 國務大臣の副署	第31節 國務大臣ノ副署	
第3節 國務大臣の責任	第32節 國務大臣ノ責任	
第4節 <u>責問の方法</u>		
第四編 國家の作用 210	第四編 國家ノ作用 319	
第一章 總論 210	第一章 總論 319	
第二章 立法 212	第二章 立法 320	
第1節 法律	第33節 憲法上法律ノ意義	
第2節 法律制定の節次	第34節 法律制定ノ手續	
第3節 法律の效力及廢止	第35節 法律ノ效力及廢止	
第三章 <u>司法</u> 225		
第1節 司法の觀念		
第2節 司法の機關		
第3節 司法權の行使		
第四章 <u>行政</u> 235		
第五章 命令 236	第三章 命令 345	
第1節 <u>命令の觀念</u>		
第2節 <u>命令の種類</u>		
第3節 緊急命令	第36節 緊急命令	
第4節 委任命令	第37節 執行命令	
第5節 獨立命令及執行命令	第38節 獨立命令	
第6節 <u>命令權の委任</u>		
第7節 <u>命令の成立及消滅</u>		
第六章 豫算 259	第四章 豫算 359	
第1節 豫算の性質	第39節 豫算ノ性質	
第2節 議會の豫算議定權	第40節 豫算議定ニ關スル制限	
第3節 <u>豫算の編制</u>		
第4節 豫算の效力	第41節 豫算ノ效力	
第5節 豫算の不成立	第42節 豫算ノ不成立	
第七章 <u>國際條約</u> 275		
憲法(終) 281頁	憲法講義各論(完結) 377頁	未完: 233頁以降欠

法』について述べていく。

趙聲九(1881~1958)は、1901年10月通信司電話課主事任命の翌日に依願免官、1906年7月内部主事に任命、翌年3月に依願免官、1907年2月に普成専門学校法律科夜学を朱定均とともに第一回生として卒業、校友会誌『法政学界』発行代表者に選ばれ、5月に第1号を刊行。同年6月に内部書記官に任じられ、1908年2月と3月には内部民籍課長としての活動ぶりが、7月には法学講習所卒業礼式に學員に対し「講究する法理を恒常道徳に依つて進行するよう勧めた」という趙聲九の法学講習所講師としての活動が新聞記事にみられる。そこで注目されることの一つは、上司の内部警務局長松井茂とともに警察事務視察や戸口調査のために地方出張に行っていること、もう一つは、普成専門卒業後から討論会に出演していることである。

まず、趙聲九が翻訳出版した『警察学』(1909)の原書『日本警察要論』を著した松井茂(1866~1945)は、1893年帝国大学法科大学独法科卒業、大学院に進み警察学を研究し、同年内務省入省、警視庁四谷警察署長をはじめとして警察行政に携わり、1905年警視庁第一部長となり日比谷焼打事件の鎮圧指揮にあたる。1906年8月釜山理事庁理事官に任じられ渡韓、じつは統監伊藤博文の抜擢により翌年9月韓国政府傭聘に応じて内部警務局長をつとめ、1910年6月内部次官兼警視総監事務取扱に任じられたものの、同月30日付にて依願免官する。それは、文官本位警察制の持論に反する寺内正毅新統監の憲兵警察実施を察しての決断であった<sup>31</sup>。併合条約公表の一日前の8月28日韓国皇帝より勲一等八卦章を贈与<sup>32</sup>され、11月24日には法学博士会推薦により法学博士学位<sup>33</sup>を授与される。

つぎに、養正義塾、法官養成所、普成専門学

校の學員による法律討論会には、法官養成所長李冕宇らとともに普成専門学校を卒業したばかりの趙聲九が来賓演説を行い、また1908年6月法学協会主催の討論会において政治問題「国家の政治は専制政体が可乎、立憲政体が可乎」をめぐる、専制主義の李冕宇・李基燦に対して金祥演とともに立憲主義の立場から出演している<sup>34</sup>。

このように松井の下での行政経験や討論会参加と講師としての教育活動は、著述につながっていた。1908年9月中央書館より発行された趙聲九撰述『地方行政論』、1909年3月文華堂より発行された松井茂著・趙聲九訳『警察学』がそれである。ところが、この『憲法』と同じ形の刊記のない『趙聲九講述』の『債権法第二部(甲)』『債権法第三部』がある。『地方行政論』と『警察学』の新聞広告が複数確認される反面、刊記不明の書籍の広告についての言及もなく、この『憲法』は市販を目的としない学校内部の教材であったと考えられる。ちなみに、個人的な見聞によると、この『憲法』は併合直後教材として用いられたようである。

#### (5) 鄭寅琥訳述『憲法要義』

鄭寅琥訳述『憲法要義』の原書は、高田早苗訳『憲法要義』の漢訳本である。

鄭寅琥訳述『憲法要義』は、1908年出版された本文44頁と付録11頁の小冊子である。「自序」には日本法学博士高田早苗が著した『憲法要義』を訳出したとある。「自序」を直訳して引用しておく。

『詩経』に「他人に心有り、予之を付度す」とある。予が日本法學博士高田早苗の著した憲法要義を讀むと、日本人の心有るを予に付度するもの有り、日本國の心有るを吾國も亦付度す可きである。這間、批評した泰西各國

の心有るを予に付度するの有り。故に予が其浅見を忘れ、國文漢字で綜理詳譯して以って一世に公にする。美哉、旨哉。日本は、隨時變易を先覺し、憲法七章十六條を明治二十二年二月十一日に發布した。憲法を布行した日は、すなわち日本國民が專制の政治を永脱し、自由の權利を享有した日であった。今日に當り、日本人の取る所の主義が約二種有って、外國に對しては帝國主義であり、内國に在りては立憲主義である。日本が琉球國を占領したのが立憲の効力であり、清國に戰勝したのも立憲の効力であり、俄國を擊退したのも立憲の効力であり、東亞に雄峙して百度維新したのが總て立憲の効力である。日本立憲が二十年に過ぎずして何其速成か。其所謂天經地義、千歲不磨の憲法精神に在るのである。二十年前史を溯考すると、日本人民の程度が現今我韓人民の程度に過ぎない。日本憲法を逐條説明し此編を著作した高田早苗は日本人である故に日本臣民が公德を養成して政學を擴充し、權利を保守して義務を勉盡し、憲法思想に涵泳して憲法精神に鼓舞し、益益進歩するを勸頌している。予、是編に於いて果して付度すること有った。

隆熙二年三月日譯者自序 (句読点：権)

当時の日本人の主たる思想を「帝國主義」と「立憲主義」ととらえたうえ、琉球國の占領、日清・日露戦争の勝利、東亞の大国としての登場すべてを「立憲の効力」だとする鄭寅琥の論調から、憲法の重要性が伝わってくる。この時とは、すでに日本の保護条約の無効を國際社会に訴えようとした皇帝高宗が退位させられて2年目に入ったときであり、鄭寅琥は、『憲法要義』を翻訳出版して國民に憲法の重要性を訴え、大韓帝國の憲法制定を期待していたのであろう。

さて、鄭寅琥は、「自序」で高田早苗の『憲法

要義』を訳述したとあるが、より正確に言えば、高田早苗述『憲法要義』からの翻訳ではなく、その漢訳『憲法要義』1902(張肇桐譯)を翻訳したものである。その重訳の実態は各書の目次を対照した《表10》で確認することができる。

たとえば漢訳は、高田の原書第三章「國家と政府」を「國體與政體」にし、第四章においては前半を省略したうえ記述内容に即して原書の「政體の區別」を「憲法之沿革」に改めている。いっぽう、漢訳が新たに追加した「日本帝國憲法正文」を「日本憲法正文」とした鄭寅琥は、その前書きに「訳者が正文に至っては鄭重な法本である故に詳訳せず國文で吐だけを懸けて觀覽に便せしむ」とあるように、漢訳文に助詞と述語に語尾をつけた「懸吐」の諺解を施している。鄭寅琥は、このように漢訳本を丁寧に訳述しているのである。

ちなみに、高田早苗述『憲法要義』は1902年9月發刊で、漢訳は同年10月であり、漢訳の奥付には、漢訳の輯訳者張肇桐と發行者嵇鏡の住所が同じ「日本東京牛込区早稻田大學」とある。この漢訳書の出版は、早稻田大學になってから「清韓協會」の發会(1904)、清國留學生部の1年生予科發足(1905)が続く<sup>35</sup>前段階の出来事として注目に値する。同書付録の廣告<sup>36</sup>には、『憲法要義』のほか『國家學原理』『權利競爭論』についてつぎのような説明がついている。参考までに原文を引用しておく。

『憲法要義』: 憲法爲立國之本、人知之矣。然使國民無立憲思想、憲政亦無由而立。高田博士、精研政學、不阿政府、惟以振立國民立憲精神爲務、雖區區小冊而於憲政精理該括無遺、較他家講憲法者、有過無不及也。

『國家學原理』高田早苗著・嵇鏡譯: 爲一國之民而欲全國民之資格、必自知國家之所以爲國家始。本書、宗歐美大家之說以發明國家之

《表 10》各『憲法要義』の目次対照

鄭寅琥譯述『憲法要義』	張肇桐輯譯『憲法要義』	高田早苗講述『憲法要義』
序 李載乾 1～2, 譯者 3～4	序 1～2	序
目次 1～2	目次 1～2	目次
第一章 緒論 1	第一章 緒論 1	第一章 緒論 1
第二章 國家 3	第二章 國家 2	第二章 國家 2
第三章 國體と政體 6	第三章 國體與政體 4	第三章 國家と政府 7
第四章 憲法の沿革 9	第四章 憲法之沿革 7	第四章 政體の區別 10
第五章 日本憲法 11	第五章 帝國憲法 8	第五章 帝國憲法 12
第六章 天皇上 言皇位事 12	第六章 天皇上 皇位 9	第六章 天皇 (其一) 16
第七章 天皇上 言職務	第七章 天皇上 職務 11	第七章 天皇 (其二) 21
第八章 臣民の權利と義務 22	第八章 臣民之權利義務 16	第八章 臣民の權利義務 29
第九章 帝國議會 24	第九章 帝國議會 18	第九章 帝國議會 34
第十章 内閣と樞密院 32	第十章 内閣及樞密院 23	第十章 内閣と樞密院 42
第十一章 司法 36	第十一章 司法 26	第十一章 司法 46
第十二章 會計 39	第十二章 會計 28	第十二章 會計 49
第十三章 補則 42～44	第十三章 補則 30～32	第十三章 補則 53～55 終
日本憲法正文 1～11	日本帝國憲法正文 1～10	

原理。凡爲國民者、不可不讀也。

『權利競争論』德國伊耶陵著・張肇桐譯：著者、爲德國私法學大儒、實爲奧國維也納大學教習。因奧人權利思想薄弱、故著此書以鞭策之。今移以鞭策中國人、尤爲對病之藥也。原書、在本國重版九回、他國文翻譯者、二十一種。每至一國、必受一國之歡迎、必爲一國之思想界添光明。今既出現於我國矣。不識與吾國民關係、如何也。（句読点：権）

なお、早稲田大学講義録である高田早苗述『憲法要義』は、国会図書館デジタル・ライブラリーにて確認したところ、このほかに早稲田大学出版部から明治 35 年 9 月に出た 55 頁ものと、明治 37 年度講義録 62 頁ものがあるが、若干の語句修正と句読点の記入があるのみ、内容には変化がない。

## むすび

本稿では、大韓帝国期の「国家学」関係書籍の原書を確認することが主眼であったといっても過言ではない。そもそもこのテーマへのきっかけは、10 年ほど前の「韓国愛国啓蒙期の翻訳書研究—明治期出版文化と関連して（平成 12～13 年度萌芽的研究）」に遡る。その時、資料を収集しながら研究課題が山積していることに気付いたのであり、本稿もそのひとつである。本稿で活用された資料の収集には、韓国の高麗大学校、ソウル大学校、延世大学校、西江大学校、嶺南大学校、朝鮮大学校、成均館大学校の図書館、韓国学中央研究院、韓国教育開発院の協力に負うところ大きかった。さらに本稿の作業は、国会図書館近代デジタル・ライブラリーで閲覧できた電子ブックがなければ出来なかった。また韓国国立中央図書館が提供するデジタル原文も役に立った。このほか、韓国国史編纂

委員会の朝鮮実録データベース、言論財団の古新聞データベース、奎章閣データベース、独立記念館の電子ブックも有効に活用できた。研究環境の変化を実感するにあまりあった。感謝の意とともにここに記しておく。

さて、本稿のむすびに際して、大韓帝国期の「国家学」関係書籍についてその原書を確認しながら、注目すべき特徴について論じてきた本稿の内容を改めて整理しておきたい。

第一、理論上、立憲君主制を築き上げ強国になった大日本帝国を大韓帝国官僚知識人は、同じ君主制国家としてそれを学ぶべき見本と考えていた点である。日本留学生の存在も、「国家学」関係書籍の原書に日本書籍が多いのもそのためである。

第二、取りあげられた「国家学」関係書籍はすべて日本の保護国になってから出版されていたことである。保護国体制の下で近代的法制整備が進められていたことも関連するが、そのいっぽう、国家意識が高潮し、国家思想高揚が叫ばれていたことの現われでもあって、法制整備に携わる韓国官僚学者と保護国統治体制から植民地化への制度的地ならしを担う日本人学者、日本の干渉と侵略に抵抗する韓国知識人から「国家学」のもつ重層的二面性をみる。

本稿で言及はしなかったが、周知の目賀田種太郎（1853～1926）は1904年9月財政顧問として渡韓、官制釐正所議定官にも委嘱され、貨幣改革・国庫制度確立・徴収機構整備に従事し1907年11月離韓するが、ハーバード大学留学後、相馬永胤・田尻稻次郎・駒井重格らとともに専修学校創設に参加し、大蔵省主税局長として税制・財政制度の整備を行った学者官僚で政治家であった。また統監伊藤博文の要請をうけ1908年7月渡韓、不動産法調査会長としてまた法典調査局顧問として関連法制整備につとめていた1910年韓国併合直前にソウルで病死し

た梅謙次郎（1860～1910）は、フランスのリヨン大学博士で東京帝国大学法科大学長、和仏法律学校校長などをつとめた民法学の大家であった。近代日本の法制整備や法学教育において功績高く経験豊かな人材が韓国保護統治に投入されていたのである。また1906年6月統監府法務院評定官として渡韓、法務行政に携わりながら古書蒐集にも励み、1918年まで朝鮮総督府判事をつとめ、『朝鮮法制史稿』（巖松堂1922）をもって法学博士を授与された浅見倫太郎（1869～1943）もあった。

そのような保護国の制度整備を名目にし植民地化を着々と進めていく状況の中、「国家学」教育と知識の普及とともに国家意識が高潮し、国家思想高揚が叫ばれていたのはごく当然の現象であった。本稿で取りあげられた安鍾和と鄭寅琥、朱定均は啓蒙運動に励んでいたのであるが、啓蒙運動にもかわりながら兪星濬は内部警務局長をはじめとして内部次官になり官制調査委員を兼ね立法に携わり、兪致衡は法律起草委員や宮内府制度局参事官になり、羅璿と金祥演は法官養成所教官になり、安国善は帝室財産整理局事務官や度支部理財局監督課長、国庫課長になり、趙聲九は内部書記官と民籍課長になり、政府の一員として務めていた。

第三、「国家学」関係書籍の原書あるいは主たる参考書に市販の教科書とともに「講義録」があった点である。日本留学の際に自身が学んだ「講義録」が帰国後、教材として活用され、また翻訳された事実は、学問の伝播と受容の典型的例と言え、このように明治日本の学術が韓国に受容されていったのである。

第四、日本留学経験のない朱定均と趙聲九の場合は、日本留学生が教鞭をとっていた普成専門学校一回卒業後の成果であった点が注目される。専門教育を行う学校設立が盛んになる中、「国家学」関係教科の多くは日本留学生が担当



していたのであり、そこから輩出された第一世代の活躍を如実にあらわしている。

第五、日本での漢訳本や漢訳記事も少なくはない。清国人と韓国人に読んでもらうために出版された漢訳書が一定程度影響を与えていたが、日本で活動した清国人による漢訳書も相当影響を与えていた。おかれた国家の状況の類似性から同志的共感があったからであり、また当時の韓国知識人には漢文がむしろ馴染み易かったからであろう。

第六、刊記のない書籍が意外に多いことをも指摘しておかなければならない。刊記のない法律関係書籍は、市場を経由しない教材供給が行われていたためか、と推測するのみである。1908年9月「教科用図書検定規程」や「私立学校令」により教科書の検定・認定が強化されるが、刊記のない書籍の性格からこれと直接関係するとは思えない。

第七、翻訳に際して改められた用語と表現は、いくつかの事例を紹介したのだが、近代学術が洪水のように入ってきたのがちょうど保護国になってからである。慣用の単語で対応できる場合は、それに改め、慣用語のない場合、たとえば、日本近代漢語は、多くはそのまま導入していた。だが、株式、組合、手形など和製漢語や日本語独特の表現の訳には混乱が目立つ。これは、当時韓国の学術事情の相違の現われでもあり、言語事情とも深く関連する。

最後に、「国家学」関係書籍が日本語書籍を原書あるいは主たる参考書としたこと、日本留学生がその主要な担い手であったことだけをみても、明治の学術文化のもつ東アジア世界への貢献は大きいものがある。その分、考えるべき点も重く且つ大きい。明治日本で学んだ留学生が本国で活躍する時、日本の内政への干渉は言うまでもなく、日露戦争に巻き込まれた韓国は日本軍の占領下におかれ、やがて保護国に転落し

た。さらに保護条約の無効を国際社会に訴えようとした皇帝は譲位を余儀なくされるのである。

「国際法、大砲一門に如かず」の通りに日韓関係が推移していくなか、法律を専門にした日本留学生の彼らが担えたのが何であったか。彼らが日本で学び本国で教えていた「国家学」を活かすための情熱と努力が、これらの書籍に化石化している。

【付記】本研究は、平成 22～24 年度科学研究費補助金基盤研究 (C)「大韓帝国における国家学・反国家思想の受容に関する研究 (課題番号: 22520070)」の研究成果の一部である。

## 注

- 1 李光麟『韓国開化史研究』一潮閣 1969 (改正版 1992)、同『韓国開化思想研究』一潮閣 1979、同『韓国開化史の諸問題』一潮閣 1986、同『開化派と開化思想研究』一潮閣 1989 を参照。
- 2 崔起榮『韓国近代啓蒙思想研究』一潮閣 2003 を参照。
- 3 韓国ソウルの亞細亞文化社より 1981 年「韓国近代法制史料叢書」の(1)『万国公法』(惠頓撰、丁睦良訳: 同治 3 年京都崇實館存板)を、(2)『公法便覽』上下 (吳爾璽著、丁睦良訳: 光緒 3 年同文館聚珍版)、(3)『公法會通』(步倫著、丁睦良訳: 建陽元年 (1896) 李庚植序)、(4)『韓国開化期法学教科書 I』『法学通論』(兪星濬著)、(5)『韓国開化期法学教科書 II』『刑法總論』(張燾著)、(6)『韓国開化期法学教科書 III』『行政法大意』(張憲植著)、(7)『韓国開化期法学教科書 IV』『憲法』(兪致衡著)、(8)『韓国開化期法学教科書 V』『会社法』(李冕宇著)が影印出版された。その解題は田鳳徳、朴秉濠とともに編集委員をつとめた崔鍾庫が執筆した。
- 4 崔鍾庫『韓国法思想史』ソウル大学校出版部 1989、同『韓国法学史』博英社 1990、同『韓国の法律家像』吉安社 1995。これらの研究書は以前の論文や記事を基にして書き直され、編集されたものである。
- 5 金孝全『西洋憲法理論の初期受容』哲学と現実社 1996、同『近代韓国の国家思想』哲学と現実社 2000。これらの研究書は以前の論文や記事を基にして書き直され、編集されたものである。

- 6 穂積陳重『統法窓夜話』(岩波文庫 1980: 初版 1936) 「37 法学通論」。
- 7 『東京遊学案内』(1891 少年園発行) には、簿記専修科・数学科・速成英文科があり、授業料は一カ月 50 銭であった、という。
- 8 明治法律学校講法会からは岸本辰雄述『法学通論』(明治 23: 415 頁)、同(明治 28: 414 頁)、同(1897.7: 12, 444 頁)、同(1898.11: 423 頁)、同(第 2 版. 1898. 12: 7, 12, 423 頁)、同(訂正第 5 版. 1899: 396 頁)、同(訂正第 6 版. 1900.5: 4, 7, 12, 396 頁)、同(増補訂正 10 版. 1901. 8: 469 頁)などが出ているが、本文 423 頁の 1898 年版が原書である。
- 9 前掲『東京遊学案内』によると、明治法律学校の第一年科には、法学通論、刑法、刑事訴訟法、法令並民法人事論、民法財産編(第一部)の科目が記されている。
- 10 『皇城新聞』1908. 3. 8 -15 まで広告に「茲に法學協會を組織して政治法律經濟に關する學理を討究發揮しようとしたところ創立總會を本月十五日(日曜)下午一時に西署工曹后洞養正義塾内で開くので、帝國男子の内外國學校で右各科の全科を卒業した僉君子は屆期來會するを爲要。／隆熙二年三月 日」という案内とともに「發起人(가나다)」の「金基賢・金鉉台・南亨佑・羅瑑・柳東作・劉文煥・李基燦・李冕宇・李敏泓・李聖默・李用戊・李恒鍾・朴晚緒・朴勝彬・卞惠淵・卞榮晚・石鎮衡・申佑善・安國善・尹成熙・張燾・張憲植・鄭寅韶・朱定均・崔鎮・黃轍秀」が載っている。
- 11 『東京大学百年史 部局史一』1986 と国家学会創立満三十年記念『明治憲政經濟史論』1919 の序文(評議員長穂積陳重)を参照。
- 12 羅瑑・金祥演訳述『国家学』は民族文化(釜山)により 1986 年影印出版され、金孝全が解題を書いている。本稿での記述は主に、それを修正し収録した金孝全 [2000] による。
- 13 前掲金孝全 [2000] を参照。
- 14 前掲金孝全 [2000]、崔鍾庫 [1990]。
- 15 広原新編『改正官立公立及び私立諸学校規則集』(明治 28 年)の司法省指定(判事検事登用試験の受験資格)の専修学校の法律科第 3 年に「法理学」「政治学」が、理財科第 3 年に「政治学」がある一方、同指定の明治法律学校の「学科課程表」には「国家学」が見当たらず、東京専門学校の法学部「法律科課程・行政科課程」にも「政治学」科目はないが、政学部「邦語政治科課程」の第 1 年「政治学」科目の前期と後期に「国家学(国家の概念、要件、興廢、目的、形体、主權其機關)」と「英語政治科課程」の第 1 年「政治学」科目の前期と後期に「(ブルンチュウリー氏) 国家学」とある。
- 16 国会図書館近代デジタル・ライブラリーでは、早稲田大学 38 年度政治経済科第 1 学年講義録(159 頁)、早稲田大学卅八年度文学教育科第一学年講義録(159 頁)が、早稲田大学図書館では、本田信教編輯(194 頁)、田中唯一郎編輯(186 頁)が確認できる。
- 17 参考のため「自叙」の全文を引用しておく。「試問、今日之民族、皆是自家之天下事。嗚呼、以自由自行之國民、居自主自保之世界、論眞相眞諦之幸福康樂者、滔滔然天下皆是也。如之何、盱盱睢離。含血之氣類、同是天命之性命、而陷溺於億萬劫海・刀山砲雨之場、冥然無覺、恬然無識、自就於悲境者、豈不哀哉。雖有在傍之仁人君子、以警世之鐘・濟世之符、左提右招於利害生滅之關、欲行其救焚拯溺之舉、而迷信難開、醉夢難醒。戛戛乎、下功之難、更如是也。關千心者、無古今之異。開千眼者、有子孫之榮。倡文明武強之策、以挽我現今之局勢、則必自讀國家學綱領而始定其基礎也。此書出於德人伯倫之所著、華人梁啓超之所譯。而以余之孤陋諛聞、更加審定其句讀、以告于竝世之同志諸人。曰、莫向案頭、賦江文通之恨・庾子山之哀。而大讀國家學一編以爲桑榆之計、復何如哉。生前白骨、若無還肉之期、死後青山、豈有理身之處乎。揮汗暑中、書成摩挲、不覺咄咄仰屋而已。丁未庚炎、涵齋學人、書于木犀山房。」
- 18 挾間直樹編『共同研究：梁啓超一西洋近代思想受容と明治日本』みすず書房 1999 収録の土屋英雄「梁啓超の『西洋』撰取と權利・自由論」注 17。そこに最近の研究として巴斯蒂(M. Bastid)「中国近代国家觀念溯源」『近代史研究』第 100 号参照、とある。
- 19 加藤弘之がブルンチュウリー『国家論』を訳した『国法汎論』は、首編の緒説を明治 5 年(1872)に、第二編の第 6 巻から第 9 巻までを上中下にして明治 5 年と 6 年に、第 7 巻を上下にして明治 6 年、第 8 巻上下、第 9 巻上中下を明治 7 年に出版している。平田東助は加藤が訳せずに残した部分を訳して、明治 21 年に『国法汎論続』を出す、その前に、明治 14 年(1881)にブルンチュウリー『国家論』首編の緒説を新たに訳した『国家論』を出して先ず、原著者のブルンチュウリーに送付し、お礼の手紙をもらった一カ月後の 10 月 21 日にブルンチュウリー逝去にあったことを『国家論』第二巻「國民と国土」の前書きに述べ、続いて「ブルンチュウリー先生小伝」を記している。これは明治 15 年のことである。明治 22 年(1889 春陽堂)出版された平田東助・平塚定二郎共訳、莊原和校『国家論』は、その間の作業を集大成したものと思われる。吾妻兵治の漢訳『国家学』が平田東助・平塚定次郎共

- 訳『国家論』を訳したことは、確かのである。梁啓超もブルンチュウリーの著書を「国家論」ではなく「国家学」と称している。安鍾和訳の『国家学綱領』というタイトルは、安鍾和自身がつけたとも考えられるが、むしろ梁啓超がつけた『清議報』掲載記事のタイトルではないかとも考えられる。安鍾和訳『国家学綱領』がブルンチュウリー原著の第一巻にあたるので、第一巻と第二巻を重んじた明治15年の平田東助訳『国家論』について更に考察していく必要がある。
- 20 奎章閣韓国学研究院データベース『日省録』1907年2月7日「放安明善等」に「法部奏言、欽奉本年一月二十七日赦典、金甲島流終身罪人安明善・古群山流十年罪人金商憲・流五年罪人崔柏夏、請并放釋。允之。」とある。
- 21 安国善については、權寧珉『韓国民族文学論研究』民音社1988と金榮敏『韓国近代小説史』ソル出版社1997による。
- 22 国史編纂委員会『朝鮮王朝実録』データベース『高宗実録』32年(1895乙未)6月20日(己丑)、同35巻,34年(1897丁酉:建陽2年)5月31日、同40巻,37年(1900庚子:光武4年)5月27日、同40巻,37年(1900庚子:光武4年)5月28日を参照。
- 23 前掲データベース『日省録』1902年2月21日(壬子)「依中樞院任免奏」に「依願免中樞院議官趙彰漢・崔昌煥・朴大淵・徐相文・安中植・姜潤重官、以金泰喜・金仁淑・金潤瓌・金澄奎・崔明常・徐澤淳代之。」とある。
- 24 以上の経歴は、国史編纂委員会韓国史データベース(<http://db.history.go.kr>)による。
- 25 以上、『早稲田大学出版部一〇〇年小史』1986を参照。
- 26 主に前掲崔鍾庫[1990]と[1995]、金孝全[1996]と[2000]による。日本での研究には、国分典子「兪致衡と穂積八束—朝鮮開化期における憲法の教科書」『法学研究(慶応大)』72-7,1999.7がある。
- 27 「兪致衡日記」(ソウル大学校法学研究所『法学』24-4,1983)は、漢文日記を兪鎮午が訳し崔鍾庫が解説を付した1895年4月から4ヶ月間の日記である。留学決定の時から慶應義塾での修学中までである。
- 28 このほかに、東京法学院23年度第3年級講義録『帝国憲法講義』(荒井操編:155頁)、東京法学院24年度第1年級講義録『帝国憲法』(窪田欽太郎編:73頁)、東京法学院第25年度第3年級講義録『帝国憲法』(三羽金次郎編:137頁)、東京法学院26年度2年級講義録『帝国憲法』(窪田欽太郎編:164頁)、東京法学院27年度2年級講義録『帝国憲法』(貝塚徳之助編:146頁)、東京法学院28年度第2年級講義録『帝国憲法』(田中文蔵編:133頁)とも対照確認した。
- 29 副島義一講述『憲法』には、発行年度不明の日本法律学校(330頁)、東京法学院(380頁)、『憲法講義』には、明治法律学校出版部講義会(389頁)と同(392頁)、和仏法律学校(32年度講義録369頁)が検索されるが、今まで確認できた限り、日本法律学校講義録(377頁)が原書とみられる。
- 30 趙聲九講述『憲法』は民族文化(釜山)により1987年影印出版され、金孝全が解題を書いている。本稿での記述は主に、それを修正し収録した金孝全[2000]による。
- 31 松井茂「その頃を語る(上・下)」『京城日報』1934年12月11日・12日による。
- 32 「朝鮮総督府官報」第256号、明治44年7月7日。
- 33 『日本博士録』教育行政研究所、昭和31年による。
- 34 前掲金孝全[2000]による。
- 35 「早稲田大学年表(稿)一明治36~大正9年」『早稲田大学史紀要』25,1993を参照。
- 36 <上海文明編訳印書局発行図書要目>に引用書のほかに『実用教育学』越智直・安東辰治郎著、『教育新論教育新史』、『理財学綱要』天野為之著、『地球之過去未来』横山又次郎著、『生物之過去未来』横山又次郎著があり、<近刊予告>には「学生立志論」、「政権論」福澤諭吉著、「男女交際論」福澤諭吉著、「社会平権論」英国斯賓塞原著、「政治学及比較憲法論」美国伯蓋斯原著がある。松島剛訳『社会平権論』(袍巴士・斯邊瑣著)は明治14年初版、20年2版が出たし、高田早苗・吉田己之助共訳『政治学及比較憲法論』(ジョン・ダブリュー・バルゲス著:Burgess, John William)は「早稲田叢書」として上下それぞれ明治34年と35年に出ていた。